

第 2 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成20年 6 月25日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

平成20年6月25日（水曜日）

午前10時2分開議

午前11時28分休憩

午前11時35分開議

午後1時14分閉会

本日の会議に付した事件

平成20年度主要事業等説明

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補
正予算（第1号）議案第12号 熊本県立学校条例の一部を改
正する条例の制定について議案第13号 熊本県立学校職員の給与に関
する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて議案第14号 熊本県警察の警察署の名称、
位置及び管轄区域に関する条例の一部を
改正する条例の制定について議案第16号 工事請負契約の変更について
報告第1号 平成19年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのう
ち請第1号 県立高等学校再編整備計画に関
する請願請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制
の存続に関する請願請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存
続を求める請願請第6号 県立高等学校再編整備計画に関
する請願閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①行財政改革の取り組みに関する平成19年
度の実績について

②教育振興基本計画について

③議案第5号熊本県手数料条例の一部を改

正する条例の制定について

④県立高等学校の再編整備等について

出席委員（8人）

委員長 中村博生

副委員長 池田和貴

委員 倉重剛

委員 松村昭

委員 早川英明

委員 堤泰宏

委員 氷室雄一郎

委員 濱田大造

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本隆生

総括教育審議員兼

教育次長 中村和道

総括教育審議員兼

教育次長 新井久徳

教育次長 阿南誠一郎

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉村孝

福利厚生課長 藤本和夫

高校教育課長 眞開純洋

義務教育課長 木村勝美

首席教育審議員兼

学校人事課長 由解幸四郎

社会教育課長 遠藤洋路

人権同和教育課長 恵濃裕司

文化課長 米岡正治

体育保健課長 八十田宏

首席教育審議員兼

施設課長 児玉邦秋

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 後藤 泰之
 警察本部
 本部長 横内 泉
 警務部長 蝦名 幸二
 生活安全部長 徳永 幸三
 刑事部長 森田 惟信
 交通部長 北里 幸則
 警備部長 吉田 親一
 首席監察官 古川 隆幸
 参事官兼警務課長 松本 一幹
 参事官兼会計課長 吉村 郁也
 総務課長 吉長 立志
 参事官（生活安全企画） 浦田 潔
 参事官（地域） 坂田 靖範
 参事官兼刑事企画課長 池部 正剛
 参事官（組織犯罪対策） 城戸 五雄
 参事官兼交通企画課長 新藤 俊博
 参事官（運転免許） 松本 知明
 参事官兼警備第一課長 桐原 健良

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿田 俊夫
 政務調査課課長補佐 檜木野 美紀子

午前10時2分開議

○中村博生委員長 それでは、ただいまから第2回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

改めて、おはようございます。さきの委員会におきまして委員長に選任いただきました中村でございます。今後1年間、池田副委員長とともに誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、委員の先生方におかれましても、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

そして、教育長、県警本部長を初め執行部

の皆さん方には、何かと御迷惑なりお世話になりますけれども、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。どうもお世話になります。

次に、池田副委員長より、ごあいさつ申し上げます。

○池田和貴副委員長 おはようございます。さきの第1回委員会におきまして、副委員長に選任されました池田でございます。この委員会は大先輩ばかりでございますので大変緊張しておりますが、中村委員長を補佐して円滑な委員会運営ができるように努力してまいりますので、御指導・御鞭撻をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

また、執行部の皆様方にも、何しろ私は今回初めての文教治安常任委員会の所属でございます。なれないこともあろうかと思っておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、私のごあいさつとさせていただきます。お世話になります。

○中村博生委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は課長以上をお願いし、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿で御承知おきしていただきたいと思っております。

それでは、教育委員会山本教育長から、お願いいたします。

（山本教育長～児玉施設課長の順に各自自己紹介）

○中村博生委員長 次に、警察本部の自己紹介をお願いいたします。

（横内警察本部長～潮崎機動隊長の順に各自自己紹介）

○中村博生委員長 それでは、執行部から教育委員会、警察本部の順に、主要事業等の説明をお願いいたします。

質疑は、主要事業等の説明終了後、一括して受けたいと思います。

まず、教育長から総括説明をお願いし、続いて担当課長から資料に従い主要事業等の説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 主要事業の説明に入ります前に、一言ごあいさつ申し上げます。

教育基本法の改正を初めとする国レベルでの教育改革、また、地方分権の流れの中で教育行政を担当することになり、その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

教育基本法には教育の目的として、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされているところでございます。この目的に沿って、子供たちの学ぶ意欲を引き出し、豊かな心をはぐくむ教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

これまで教育委員会が進めてまいりました教育改革の取り組みを着実に前進させ、子供を中心に据えた教育行政の発展に全力を尽くし、県民の皆様の期待にこたえてまいりたいと考えておりますので、中村委員長を初め委員の皆様方には本県の教育行政に対しまして、より一層の御理解・御支援・御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

主要事業等に入ります前に、本議会でも質問がっておりますけれども、高校再編整備についてちょっと触れてみたいと思います。

この再編整備等につきましては、まず2月の定例会におきまして基本計画を進めるための所要の経費を骨格予算として可決いただき、ありがとうございました。

今回の定例会では、宇土高校と八代高校に

併設型中高一貫教育を導入するための施設整備費等の補正予算案並びに県立中学校の設置及び倉岳高校を分校化するための熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定をお願いしております。

4月に就任された蒲島知事は、高校再編整備については凍結もあり得るという発言をされましたが、その意味は地域の意見を丁寧に聞いて進めてほしいという趣旨というふうに考えておりますので、今後とも地域からの意見をくみ取る努力を重ねながら、再編整備を進めてまいりたいと考えております。どうか皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、本年度、教育委員会が取り組みます主な事業の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、教育振興基本計画推進事業についてでございます。これは、法律に基づき国の計画を参酌しながら、本県の教育振興に関する方策を総合的に取りまとめた計画を策定してまいりたいと考えております。

県で策定する計画でございます。知事の御意向も踏まえながら、熊本ならではの教育を振興するための計画にしていきたいと思っております。

学力の向上につきましては、児童生徒の学力の状況や教員の指導の実態を把握するため、平成14年度から評価問題「ゆうチャレンジ」を開発しています。この「ゆうチャレンジ」問題は、文部科学省から高く評価され、国の学力調査の問題開発の参考とされました。本県では、「ゆうチャレンジ」を活用した県学力調査結果に国の調査結果を加えて、実態をよりの確に把握し、さらなる授業改善を推進し、学力の向上に努めてまいります。

いじめ・不登校問題につきましては、各学校でのいじめ解消や予防の取り組みを支援するための「いじめ対応の手引き」を公立小中学校のすべての教職員に配布し、活用を進め

るとともに、毎年6月をいじめ根絶月間と定め、いじめ根絶シンポジウムの開催を初め、いじめ根絶に向け、学校・家庭・地域が連携して取り組む気運を高め、取り組みの充実が図られるように啓発を進めております。

高校生の進学支援につきましては、地域から特に進学に対するニーズが高い学校を指定・育成し、生徒一人一人の進学の実現を図るとともに、県下全体の進学指導力の向上を図ってまいります。

また、高校生の就職支援につきましては、望ましい職業観・勤労観を身につけた人材育成のため、短期の就業体験に加え、実践的な知識や技能の体得のための長期の企業実習をモデル的に実施してまいります。

特別支援教育につきましては、教育上特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うための体制整備や理解啓発、教員の専門性向上などに努めてまいります。

社会教育につきましては、家庭及び地域の教育力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

くまもと家庭教育10カ条の普及啓発等により、家庭教育力の向上に努めますとともに、放課後子ども教室推進事業や学校支援地域本部事業の推進により、学校と地域が連携して、地域全体で子供たちをはぐくむ取り組みに努めてまいります。

人権教育につきましては、学校の管理職や人権教育主任を初め、全教職員の基本的認識の確立と実践的指導力の向上を図るため、各種人権教育研修の充実を努めてまいります。

あわせて、人権教育啓発資料の作成や社会教育における指導者の育成等を通じて、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

次に、文化遺産の保存と活用に関しましては、新規事業としまして、阿蘇を初めとする3件について、世界文化遺産の登録に向けて

取り組んでまいります。

そのほか、県立美術館永青文庫展示室の開設に当たり、開館記念展を初めとする展覧会の開催や、常設展示される美術品などの調査研究等を行ってまいります。

体育・スポーツの振興については、児童生徒の生涯を通じた健康・体力づくりの推進を図るための子供の体力向上推進事業と習慣的運動が体力や健康に与える効果を検証し、その結果を啓発して、中高齢者の体力向上の推進を図っていくシニア元気体力向上支援事業に引き続き取り組んでまいります。

学校安全につきましては、地域ぐるみの学校安全体制整備事業により学校安全ボランティア養成講習や地域安全指導員による巡回指導等を実施し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備してまいります。

教育環境の整備・充実につきましては、災害発生時における、生徒及び教職員の安全性の確保のため、耐震改修事業を計画的に実施いたします。

また、校舎等の改築事業として、菊池高校を初めとする5校の改築等を行うこととしております。

次に、今議会に提案されております教育委員会関係議案の概要につきまして、御説明いたします。

まず、補正予算関係でございますが、第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算で、28億9,700万円余の増額補正をお願いいたしております。当初予算と合わせました6月補正後の予算額は、1,629億8,900万円余となります。

以下、主な内容について御説明いたします。

まず、県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴いまして、宇土高校及び八代高校に併設型中高一貫教育を導入するための準備や再編整備計画等についての地元説明会の開催等に要する経費を計上いたしております。

それから、不登校児童生徒等の自立支援の

ため、学校、家庭、関係機関の連携によるネットワークの構築を図るスクールソーシャルワーカーを現在の2教育事務所配置から全教育事務所等へ追加配置し、子供を取り巻く環境を改善してまいります。

「学校支援地域本部」の設置により、学校教育を地域全体で支援する体制づくりを推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、熊本商業高校を初めとする4校の改築等に取り組みますほか、耐震改修事業を計画的に行ってまいります。

次に、条例関係でございますが、条例議案として、第12号議案熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定についてほか1議案を提案申し上げておりますが、これらは県立中学校の設置及び県立倉岳高等学校の分校化に伴い関係規定を整備するもの等でございます。

それから、最後に繰越計算書の報告でございます。高等学校施設整備事業費等に係る繰越計算書の報告をしております。

以上が、本年度の主要事業及び今議会に提案されております議案の概要でございます。

詳細につきましては、この後担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の教育委員会平成20年度主要事業及び新規事業という説明資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページから8ページまでは、教育委員会の組織や分掌事務等の表でございます。説明は、省略いたします。

次に、9ページから主要事業の説明でございます。

教育振興基本計画推進事業でございますが、これにつきましては後ほど報告事項で、

経過等を含めて説明いたします。

3の「くまもと教育の日」事業でございますけれども、これは4年前に11月1日を「くまもと教育の日」と定めまして、県内全域でこの趣旨に沿った催しを行っておりますが、今年度も基本計画策定の一環として取り組む予定にしております。

それから、10ページでございますけれども、教育広報事業でございます。

教育改革に向けた取り組みについて、教育に携わる方との連携を図るとともに、教育委員会としての説明責任を果たすために、教職員向けの「教育くまもと」と保護者向けの「ぼとん・ぱす」を発行しております。

また、ホームページ等を通じた情報発信により、積極的に広報活動を進めてまいります。

次に、11ページをお願いいたします。

教育情報化推進事業でございます。情報化社会の進展に伴い、児童生徒には情報に対するしっかりしたモラルをはぐくみながら、情報通信技術を積極的に活用できる能力を習得させる一方で、教職員には児童生徒に対し確かな学力をはぐくむ指導力を身につけてもらう必要がございます。そのために、設備面ではICT機器の維持・更新を図りながら、教職員に対しては各学校にリーダーを配置すること等によりまして、情報通信技術を活用した指導力アップの授業内容の改善に努めているところでございます。

ところで、昨今、携帯電話等の爆発的な普及に伴いまして、ネットいじめや出会い系サイトを利用した犯罪被害などの問題が全国的にふえております。これにつきまして2～3お問い合わせがっておりますので、県の対応につきまして公安委員会のかかわりがございますので、私の方からあわせて簡単に説明申し上げます。

これは、インターネットや携帯電話が音声や映像を伴わない文字だけで通信できる、あるいは匿名や成り済ましによる通信もでき

る。そういうことを考えますと、十分な判断能力のある大人の間での交信手段とするのが本来であるのかなと思いますけれども、成長過程にある子供たちに広く使用される状態にある、そういうところに問題があると考えております。

また、保護者の中には、携帯等の利便性に目を奪われて危険性を過少評価するというようなことから、子供の希望を優先する、そういう実態もあるようでございます。

そういう現状では、子供たちをいろいろなトラブルから守るために、ある程度の法的規制も必要となり、他方、子供たちや保護者にも情報モラルと豊かな活用能力をはぐくんでいくことが重要かと思っております。

法的規制面では、平成19年3月に県の少年保護育成条例が改正されておりました、保護者や学校、ネットカフェ等の事業者や携帯電話の販売店等に対しまして、18歳未満の子供たちが有害な情報にアクセスできないようなフィルタリング等を設定する努力義務が課されております。

また、国においては、未成年者が使用する携帯電話に関しまして、新規契約はことし2月からフィルタリング機能をつけた販売をすること、それから既存の契約につきましては、この夏ごろから再設定をするものとされております。

もっとも、このフィルタリングでございませうけれども、保護者の希望で設定を外すことができるということになっております。

それから、ことしの6月には、いわゆる青少年ネット規制法とか有害サイト規制法と言われる法律が成立しておりました、1年以内に施行されることになっております。

これも、保護者からの解除申し出があれば機能を外すということになります。

一方、教育委員会では教職員研修の中で情報モラル教育をこれまで約10年やってきておりました、小中高の各学校で日常生活のモラ

ルを基本に情報化社会の特性に応じた教育を行ってきております。

また、平成17年度には、教職員が保護者に対しても指導できるように、家庭向けの指導資料を作成しております。

さらに、さっき申し上げました少年法育成条例の改正に際しましては、「フィルタリングで子どもを守ろう」というチラシを公・私立学校すべての保護者に対して配布し、また、ことし4月には公安委員会の方で掲示板や不適切な書き込み等を消去するための具体的な方法をまとめられました「インターネット掲示板等でのトラブル事案対策マニュアル」というものがございませうが、これを公・私立のすべての学校に配布して、啓発に努めております。

また、ことし9月には県のPTA連絡協議会等の後援を受けまして、教職員、保護者、一般県民を対象とした子どもと携帯というフォーラムを開催することとしております。以上でございます。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課でございます。

平成20年度の福利厚生課の主要事業について、御説明いたします。資料の12ページをお願いいたします。

まず、教職員福利厚生事業でございますが、本事業は公立学校共済組合熊本支部が実施する教職員の福利厚生事業に対し補助を行うものでございます。内容は、人間ドックとメンタルヘルス関係事業でございます。

次に、教職員住宅建設事業でございますが、本事業は平成13年度までに建設した住宅にかかる公立学校共済組合の償還金及び廃止する教職員住宅8戸の解体費用でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○真開高校教育課長 高校教育課でございます。

す。

平成20年度の主要事業について、御説明をいたします。資料は、13ページから17ページでございます。

まず、13ページでございますけれども、地域重点校育成推進事業でございます。この事業は、地域から特に進学に対するニーズが高い県立高校13校を重点校に指定、育成し、生徒一人一人の進学の夢を実現させるとともに、その進学指導のノウハウを県全体に普及し、大学等への進学率の向上を目指すものでございます。

続いて、14ページでございます。高校生就業体験等支援事業でございます。

望ましい勤労観、職業観を育成するための就業体験を実施するとともに、実践的な知識や技術の体得のための企業での実習と学校での講義等を組み合わせた事業をモデル的に実施し、実践的な産業人の育成を図るものでございます。本事業の実施により、社会に貢献できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

同じ14ページでございます。特別支援教育ステップアップ事業でございます。

本事業は、特別支援教育の理念を踏まえ、幼、小中、高校、特別支援学校、家庭、福祉等の関係機関と連携し、体制整備をさらに進めるとともに、理解啓発や教員等の専門性の一層の向上を図り、本県特別支援教育の総合的な推進を目指すものでございます。

本事業の実施により、教育上特別な支援が必要な幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育に努めてまいりたいと考えております。

続いて、15ページでございます。ほほえみスクールライフ支援事業は、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを行うとともに、研修を受けた教員が看護師と連携し、医療的ケアの一部を実施するものでございます。

これにより、児童生徒が安心して学習できる環境の整備と保護者の介護負担の軽減を図ってまいります。

同じく15ページでございます。特別支援学校キャリアサポート事業でございます。

厳しい雇用状況が依然として続いている特別支援学校の生徒に対する求人開拓などの就職支援を行うとともに、就職後の早期離職防止を図るために、キャリアサポーター2名を配置するものでございます。

この事業の実施によりまして、就職率の向上並びに就職者の早期離職防止を図ってまいりたいと考えております。

最後、16ページから17ページにかけてでございますけれども、県立学校の再編整備等にかかる主要事業であります県立高等学校教育整備推進事業並びに併設型中高一貫教育導入でございます。

16ページの県立高等学校教育整備推進事業は、学級減等による募集定員対策や学科改編等を進めるとともに、昨年10月25日に決定されました県立高等学校再編整備等計画等に基づき上天草3校等の再編統合による新校の検討や地元説明会の開催、あるいは中期実施準備計画の策定準備等、所要の準備を進めていく事業でございます。

最後が、17ページでございます。併設型中高一貫教育導入事業は、平成21年4月に、宇土高校と八代高校に開設予定の併設型中高一貫教育校にかかる両校の施設設計並びに宇土高校における現家庭科棟の解体工事や現校舎の改修、八代高校における技術棟新築等の施設設備、各校における入学者募集の学校説明会等を行うもので、開校のための所要の準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、高校教育課の20年度主要事業でございます。よろしく願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。資料は、18ページから21ページござい

ます。

まず、「かがやけ！肥後っ子」事業でございます。就学前教育推進の事業でございます。

生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼時期に、県民が一体となって子供の心の豊かなはぐくみを推進していくとともに、就学前から小学校以降の教育への円滑な移行と確かな接続を図りながら、肥後っ子かがやきプランに基づいた環境づくりを進めております。

次に、学力向上対策事業でございます。本県における児童生徒の学力向上を図るため、各種研修会を通じて教職員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の学力を客観的に把握するための評価問題「ゆうチャレンジ」の開発や、学力調査の実施等を通して児童生徒の学力の定着状況や教師の指導上の課題を明らかにし、その課題解決を図るための事業改善に向けた取り組みを重点的に行っております。

19ページをお願いします。指導力強化研修事業でございます。

授業が成立しないなどの指導が不適切であると認定された教諭等を県立教育センターに派遣し指導力を回復させ、学校現場に復帰させるための原則1年間の集中した研修を実施しております。

次に、いじめ・不登校対策総合推進事業でございます。

いじめ・不登校問題の予防及び解消・根絶に向け、総合的な対策を検討する不登校等対策検討委員会やいじめ対策検討委員会を開催するとともに、教職員に対するカウンセリング技能向上のための研修等を行っております。

また、スクールカウンセラーの配置についても、延べ116校の中学校に配置し、学校での教育相談体制の充実に努めております。

20ページをお願いいたします。子供たちの自立支援事業でございます。

教師だけでは対応が難しかった家庭環境等

を原因とした不登校等の解消のため、学校、家庭、関係機関による連携ネットワークを構築し、総合対策の提案や助言を行うスクールソーシャルワーカーを配置したり、学校復帰に向けたプログラム等の開発についての研究を、モデル地域を指定して実施しております。

次に、食育推進事業でございます。学校における食育の充実を図り、生涯にわたりみずからの健康管理ができる児童生徒を育成することを目的とした事業でございます。

学校教育活動全体を通じた食育推進を図るため、教職員の資質向上や食育実践発表の実施、また研究推進校を指定し、食に関する調査研究を実施しております。

21ページをお願いいたします。環境教育推進事業でございます。

児童生徒に身近な環境とのふれあいを通して、環境に対するやさしい心情や環境保全活動に意欲的にかかわろうとする態度や能力をはぐくむことを目的とした事業でございます。小学校5年生を対象として、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を、環境関連施設等への訪問を通して学ばせることもエコセミナー等を引き続き実施しております。

以上、義務教育課の平成20年度主要事業でございます。よろしくお願いいたします。

○由解学校人事課長 学校人事課でございます。説明資料の22ページをお願いいたします。

豊かな育ちをつなぐ35人学級編成事業でございます。基礎学力の充実と基本的な生活習慣の確立をねらいといたしまして、県下のすべての小学校1・2年生におきまして35人学級編成を実施するものでございます。

これに伴いまして、学級編成の標準でございます40人を35人とするによりまして、1年生で61学級、2年生で51学級、計112学級が増加することになりまして、その同数の教職員を配置することになります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございます。資料は、23ページから24ページでございます。

まず、23ページをお願いいたします。

放課後子ども教室推進事業は、福祉部局が実施する放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と連携しながら推進する事業で、すべての子供たちを対象とした総合的な放課後対策事業でございます。

内容としては、放課後や週末等に小学校の余剰教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施するものでございます。事業を実施する市町村に対する経費の補助、それから県が実施します指導者研修等事業に要する経費であり、国と県の補助事業でございます。

次に、家庭教育力活性化支援事業でございます。この事業は、幅広く関係機関等と連携・協力を図りながら、キャンペーンを通じた家庭教育の重要性の啓発、広報、そして家庭教育に関する学習相談機会の提供等を実施いたしまして、家庭教育力の向上を図るものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業、そして次の子どもの読書活動推進支援事業、これらはともに、熊本県子どもの読書活動推進計画肥後っ子いきいき読書プランに基づいた事業でございます。

まず、上の障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業は、県立図書館、熊本県点字図書館、特別支援学校、民間団体等と協力しながら、人材育成のための研修会や手話を交えたお話し会などを実施して、障がいのある子供たちの読書活動を推進する事業でございます。

次に、子どもの読書活動推進支援事業は、お話しボランティアのリーダー養成講座といった人材育成のための研修会、また子どもの読書活動推進フェスティバルの開催、広報活動などを推進していく事業でございます。

今年度は、この子どもの読書活動推進計画が最終年度を迎えることから、新しいプランの策定についても行っていく予定でございます。

最後に、学校支援地域本部事業でございます。これは、平成20年度新規の国庫委託事業でございます。

教員が子供と向き合う時間を確保し、あわせて住民の学習成果の活用機会の拡充、そして地域教育力の活性化を図るために、コーディネーターの配置、人材バンクの作成等を実施し、学校を地域で支援する体制を整備する事業でございます。学校支援地域本部の設置運営を行う市町村への委託事業、そして県が実施するコーディネーター等の研修事業で、経費は国が全額負担する委託事業でございます。

以上でございます。

○恵濃人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。資料の25ページをお願いいたします。

本課の行います各種の人権教育研修事業でございますが、この事業は学校教育におきまして人権教育推進に中心にかかわります校長を初めとする管理職、人権教育主任等を対象としまして、3月に改定されました熊本県人権教育啓発基本計画、また文部科学省に設置されました人権教育の指導方法等に関する調査・研究会議においてまとめられ、ことし4月に公表されました人権教育の指導方法等のあり方について第3次取りまとめ、これをもとにしまして、さまざまな人権問題につきまして認識を深め、実践的な指導力向上を図るために、各種研修を実施するものでござい

ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします
ます。

○米岡文化課長 説明資料の26ページから28
ページでございます。

初めに、永青文庫推進事業につきましては、
財団法人永青文庫が所有いたします美術品等
の一部を、県立美術館に新たに整備いたしま
した永青文庫展示室に常設展示する事業でご
ざいます。

4月25日からの開館記念展を初めとする展
覧会の開催や、常設展示に活用していきます
美術品などの調査研究等を行っています。

なお、永青文庫の常設展示の充実を図るた
め、さきの2月議会におきまして永青文庫常
設展示振興基金条例を制定し、基金からの繰
入金を財源として本年度以降の調査研究や修
復等の事業に活用していく予定でございま
す。

次は、世界文化遺産登録推進事業でござい
ます。この事業につきましては、本県の文化
的遺産の価値が世界的に認知され、かけが
のない遺産の保全と活用に大きな意義を有
するのみならず、本県の文化や地域振興、経
済発展にも大きく貢献する事業と考えており
ます。関係市町村や関係機関と連携しながら、
阿蘇を初めといたします3件について世界文
化遺産の登録を推進してまいりたいというふ
うに思っております。

次に、全国でも数少ない古代山城でござい
ます鞠智城の整備事業につきましては、平成
20年度は発掘調査及び広場の整備やサイン設
備の整備等を予定しております。また、年間
10万人を超える方々においでいただいており
ますが、さらなる知名度アップと利活用を図
るため、関係部局や地元と一体となって国
営公園化を目指して取り組んでまいります。

最後でございます。ふれあい芸術こども劇
場事業でございます。

この事業につきましては、子供たちにすぐ
れた舞台芸術に接する機会を提供し、子供た
ちの情操を養うとともに、文化創造の担い手
を育成する事業でございます。

事業内容は、単県事業のいきいき芸術体験
教室として、声楽や打楽器の演奏者などを学
校に派遣して、本物の文化芸術の鑑賞、参加、
体験の機会を提供するものでございます。本
年度は9演目63校の実施を予定しております。

また、文化庁事業の本物の舞台芸術体験事
業として、オーケストラや演劇などの講演を
30校で実施する予定でございます。

以上でございます。

○八十田体育保健課長 体育保健課でござい
ます。資料は、29ページから31ページでござ
います。

まず、子どもの体力向上推進事業でござい
ます。全国的に児童生徒の体力は低下傾向に
ありますが、本県の児童生徒の体力は平成16
年度以降、徐々にではありますが、向上の傾
向が見られます。これは、本県の全公立学校
で新体力テストを実施し、その結果を活用し
た取り組みを行っているせいであると考えて
おります。

本年度も、さらに体力向上優良校の表彰を
実施するとともに、体力元気づくりポスター
の作成・配布など啓発に取り組んでまいりま
す。

次に、シニア元気体力向上支援事業でござ
います。中高齢者の健康の維持・増進に果
たす運動の重要性を実証し啓発するための事
業で、県下の総合型地域スポーツクラブでモ
デル的なスポーツ教室を開催し、高精度体組
成測定器を活用して具体的な効果検証を行う
体力アップ効果検証事業と、成果を広く県民
に周知・啓発する体力アップ啓発事業を実
施するものでございます。

30ページでございます。地域ぐるみの学校

安全体制整備推進事業でございます。学校管理下で起きる事件・事故から児童生徒を守るため実施をしておる、国からの全額委託事業でございます。

本年度も引き続き学校安全ボランティア養成講習会を実施するとともに、全小学校を対象とした地域安全指導員による巡回指導等を行ってまいります。

また、モデル地域を指定して、複数の学校で実践的な取り組みを行ってまいります。

次に、競技スポーツ振興事業でございます。国体を初めとする各種の全国・国際大会等に向けた選手強化及び各種競技の底辺拡大を図るための事業でございます。

昨年の秋田国体では、男女総合成績14位という好成績を収めております。本年度も競技力の維持向上に向け中・長期的な展望に立った選手育成・強化に取り組んでまいります。

次に、31ページの新規事業について御説明申し上げます。

まず、地域スポーツ人材の活用実践支援事業でございます。国からの全額委託事業になります。

地域スポーツの人材の資質向上や活用を図ることで、学校や地域の特色を生かした適正で魅力ある運動部活動を推進するもので、外部指導者研修会の開催及び中学校への外部指導者の派遣を行う事業でございます。

最後に、地域連携武道指導実践事業でございます。この事業も、国からの全額委託事業になります。

中学校では、平成24年度から新しい学習指導要領が完全実施されます。それに伴い、これまでダンスとの選択必修であった武道が、他の運動種目と同様に必修になります。

本事業は、学校と地域が連携した武道学習の充実を図ることを目的に、地域のすぐれた武道指導者を活用して、体育担当教員の指導力を向上させるとともに、指導内容の明確化や適切な指導計画の作成など、実践研究を推

進するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○児玉施設課長 施設課でございます。32ページをお願いします。

まず、耐震診断事業及び耐震改修事業でございます。震災時における生徒及び教職員の安全性の確保のため、県立高等学校施設の耐震化を進めるものでございます。本年度は、耐震診断を128棟、耐震改修工事を19棟予定しております。

次に、33ページをお願いします。校舎新・増改築事業でございます。

県立高等学校の老朽、危険施設等の増改築を実施して、施設の安全性の確保、整備・充実に努めるものでございます。

本年度は、菊池高校校舎等改築事業、熊本商業高校校舎改築事業、北稜高校北校舎棟改築事業、済々黌高校管理棟改築事業、翔陽高校校舎改築事業を予定しております。

以上が、施設課の主要事業でございます。御審議よろしく申し上げます。

○中村博生委員長 続きまして、警察本部から説明をお願いいたします。

まず、横内警察本部長。

○横内警察本部長 文教治安常任委員会の委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心からお礼を申し上げます。

また、中村委員長におかれましては、大変お忙しい中、さきの交通機動隊安全運転競技大会に御臨席いただきまして、まことにありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

本日は、本年度初めての委員会でございますので、議案の説明に先立ちまして、県警察の概要等について御説明させていただきます。

が、各部門ごとの業務概要と主要事業、当面の課題等につきましては、後ほど担当部長から説明いたしますので、私からは、最近の治安情勢とこれを踏まえた県警察の取り組みについて、その概略を申し上げます。

県警察におきましては、刑法犯認知件数が平成12年以降、毎年過去最悪を更新するなど、危機的状況にありました治安の回復を図るため、平成16年に熊本県警察緊急治安対策プログラムを策定し、昨年末まで組織を挙げて犯罪や交通事故の抑止に取り組んでまいりました。

その結果、刑法犯認知件数は4年連続減少し、昨年は、平成4年以来15年ぶりに2万件を下回るとともに、交通事故死者数についても、昭和33年以降、昭和56年と並び最も少ない数となるなど、治安は相当に改善されてまいりました。しかし、昨年秋に実施いたしました体感治安に関する意識調査の結果を見ますと、「ここ数年間で、熊本県の治安は悪くなったと思う」と回答した方が全体の半数を超えるなど、いまだ県民の皆様が安全・安心を身近に感じているとは言いがたい状況にございました。

そこで、県警察では、緊急治安対策プログラムの推進結果を検証し、残された課題等を抽出するとともに、さきの意識調査で得られました県民の皆様からの意見・要望等を踏まえ、本年からの新たな治安対策として、『「安全・安心くまもと」実現計画』を策定し、目下、組織一丸となって計画に掲げた各種施策を推進しているところであります。

これまでの推進状況につきましては、刑法犯の認知件数が、5月末現在で6,694件と、これは昨年同期と比べてマイナス1,529件、率にして18.6%減少しております。一方、検挙人員は1,727人と、これは昨年同期と比べて、プラス262人、率にして17.9%増加しております。また、交通事故死者数も、昨日現在で41人と昨年同期と比べて2人減少するな

ど、治安のさらなる向上が認められるところでございます。

しかしながら、茨城県土浦市や東京秋葉原における無差別殺傷事件等を初め、全国的に常軌を逸した凶悪事件が続発しているところであり、県民の皆様は、少なからず、いつ、どこで犯罪等に巻き込まれるかわからないという不安を感じておられるものと思います。

県警察としましては、このような県民の皆様への不安感を解消するため、1人でも多くの警察官を街頭に出して、県民の皆様が期待するパトロールや事件検挙など警察にしかできない諸活動を強化するとともに、自治体や各種ボランティアの方々との連携を一層深め、4月から熊本市内の4つの小学校区でスタートさせました地域連携モデル事業を初め、地域の安全・安心を形成するための活動を協働で推進してまいります。

こうした力強い警察活動の推進と地域社会との連携と協働という実現計画の2つのコンセプトに基づく取り組みの先に、必ずや県民の皆様が安全と安心を真に実感できる熊本があると確信しておりますので、委員長初め委員の皆様方には、引き続き警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、後ほど御審議いただきます警察関係の議案についても簡単に触れさせていただきます。

まず、第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算は、熊本東警察署庁舎の今後のあり方を検討するための調査費、捜査実務伝承官制度の導入経費、交通安全施設費等警察費総額1億988万円余をお願いするもの、第14号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは、下益城郡富合町が熊本市に編入合併されることに伴い、熊本南警察署及び宇城警察署の管轄区域を改めるもの、第16号議案工事請負契約の変更について

は、水俣警察署庁舎新築工事請負契約のうち、契約金額を変更するもの、以上3件でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

そのほか、平成19年度行財政改革の取り組みにつきましても、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○蝦名警務部長 警務部関係の業務概要等でございますけれども、資料2ページをお開きになりますと、県警察の組織図がございます。このとおり、警務部は8課1室で構成されている、主に県警の基盤整備にかかる業務を担当する部門であります。これは総花的に御説明しても、時間もございませんので、警務部門の課題と今後の対応策という観点で説明させていただきます。

そこで、初めに人的基盤である職員の定数等についてでありますけれども、資料の3ページをごらんください。

本県の条例定数は、警察官3,030人、一般職員421人の、合計3,451人となっておりますけれども、本県警察官1人当たりの負担県民人口は、九州各県の中でも最も高く、全国でも12位の高負担となっております。

このような厳しい状況の中、資料の4ページになりますが、警察官の年齢構成比、これが50代と20代の比率が高く、年齢構成の2極化が顕著となっており、大量退職・大量採用期を迎え、今後10年間のベテラン警察官の退職による現場執行力の低下が懸念されるところであります。

そこで、県警としましては、資料7ページになりますが、7ページに記載のとおり大量退職・大量採用への対応として、各種施策を講じているものであります。中でも、退職する優秀なベテラン警察官の知識、技能を一線

に活用したり、あるいは若手警察官に伝えるべく、これら優秀なベテラン警察官を警察官として再任用することや、非常勤職員としての再雇用を促進してまいりたいと考えております。これは財政事情等から警察官の増員が困難な中、コスト的にも安価に現場執行力の維持・強化を図ることができるという点で、非常にすぐれた制度であり、この点につきまして文治の各先生方にも御高配を賜りますようお願い申し上げます。

次に、6ページの警察改革の推進についてであります。

平成12年に策定されました警察改革要綱につきましても、その1番目の柱に警察行政の透明性の確保が掲げられておりますが、公安委員会及び警察本部長につきましても情報公開の実施機関となり、また(1)に記載の訓令・通達の公表数も、お手元資料では196件となっておりますが、7月末には306件になる予定で、今後も積極的な情報公開に努めてまいり所存です。

次に、同じく6ページの犯罪被害者支援総合対策についてであります。

これまで県警におきましては被害者の被害回復・軽減、2次被害の防止や、民間被害者支援団体である社団法人熊本県犯罪被害者支援センターの育成事業等を行ってきておりますが、本年3月に熊本県が策定しました熊本県犯罪被害者支援に関する取り組み指針で明示されました関係機関・団体等と連携した総合的かつ横断的な支援の実現を目指し、県警ではこれまでも推進してきておりました各市町村自治体における犯罪被害者支援の総合窓口設置を、知事部局と連携してさらに強力に働きかけているところであり、今後も被害者を支える社会システムの確立を図ってまいることとしております。

次に、資料の8ページをごらんください。

まず、警察予算であります。今回6月補正が認められれば、警察予算は総額で425億5,

100万円となります。ただし、予算の8割は人件費であり、いわゆる物件費並びに投資的経費につきましては2割を切る厳しい状況にあります。県財政が逼迫している折、県警では1円でもむだにできないと考えておりますし、より効果的・効率的な予算執行に最善の努力をしていくこととしておりますが、県民の安全・安心を実現・維持していくためには、削減できない部分も多く、そればかりか場合によっては増額が必要なものもあるということを今後も財政当局に御理解をいただけるよう十分な説明をしてみたいと考えておりますので、各先生方の御理解・御支援を賜りたいと思います。

最後になりますが、同じく8ページの警察施設の現状についてであります。

ごらんとおり、多数の警察施設で老朽化が進んでおり、さらに耐震改修が必要な警察署が8署もあります。

また、早期建設を目指している関係で、この8署の中に入れていないんですが、熊本東警察署について、ちょっと申し上げたいと思います。熊本東警察署につきましては、昭和46年に建設され、昭和59年に増築されたものの、庁舎増築時に230名の署員数が現在は301名と県下で最も狭隘であること、それから構造耐震指標が0.28であり、震度5以上の地震があった場合、倒壊する危険性が高いこと、さらには熊本市の政令指定都市化に向け、益城町と熊本市が合併した場合、益城町が熊本東警察署管内に編入される可能性が高く、その際にはさらなる署員数の増大が必然となるなど、大きな問題を抱えている状況にあります。

一方、平成19年には県下の犯罪者の留置数は、10年前と比較しまして約2.2倍の延べ6万5,000人に達し、収容率は平成18年で九州第1位、平成19年は九州第2位となっており、今後も過剰収容が常態化する可能性が高く、現実に逮捕状があっても留置施設の空きがな

いため逮捕できないという事態も発生しております。

このような状況から、県警では熊本東警察署と大規模留置施設を一体化した複合施設の建設を喫緊の課題ととらえており、6月補正では熊本東警察署庁舎あり方検討事業費として315万円をお願いしておりますが、早急に適切な候補地や建物概要などについて詰めた検討をしていく予定としており、これにつきましても各先生方の御指導を賜りたいと考えております。

警務部関係は、以上でございます。

○徳永生活安全部長 それでは生活安全部から御説明申し上げますが、座ったまま失礼させていただきます。資料は、9ページからでございます。

第1は、県警が最重点として取り組んでおります犯罪抑止総合対策の推進関係についてであります。県下の犯罪情勢につきましては、本部長の説明にもありましたように、指数的には一定の成果を示すことができました。しかし、体感治安に関して県民の皆様が求める水準には至っていないとの認識を持っているところであります。

このような現状を踏まえ、昨年末に「安全・安心くまもと」実現計画を策定し、犯罪抑止に向けた総合的な対策を推進しているところであります。

また、4月からは安全で安心なまちづくり事業としまして、熊本市内の黒髪、白川、川尻、託麻西の4小学校区をモデル校区に指定し、警察官OBの交番相談員と防犯ボランティアの方々との連携・協働による犯罪抑止、交通事故防止に取り組み、体感治安度の向上を図るため、地域連携モデル事業を開始したところであります。

なお、県下の防犯ボランティアは本年5月末現在559団体、約4万4,400人、また青色回転灯を装着した通称「青パト」につきまして

は130団体、478台が活動するなど、多くの方々に子供の見守り活動を初め犯罪抑止活動に取り組んでいただいているところであります。

県警では、こうした防犯ボランティアの活動を支援するため、リーダー研修会、防犯グッズの提供、協働パトロールの実施のほか、携帯電話やインターネットを活用した「ゆっぴー安心メール」や県警ホームページに掲載しております犯罪マップ情報提供システムなどによりまして、タイムリーな犯罪情報や防犯情報の積極的な提供に努めてまいるところであります。

第2のストーカー・DV対策につきましては、資料10ページのとおりであります。被害者などからの申告に基づき、警告、検挙を実施しております。

第3は、少年非行防止関係についてであります。資料は、11ページでございます。

本県の少年非行情勢であります。刑法犯少年は平成15年をピークに数的には減少傾向にあります。しかし、成人を含めた全刑法犯検挙人員に占める少年の割合は全国平均より高く、依然として憂慮すべき状況にあります。

また、県民の意識調査においては、居住地の治安が悪いと感じる要因として、「深夜、公園やコンビニなどで少年等が騒いでいるのを見かけるから」が第1となるなど、非行集団等の解消に関する強い要望があることから、少年のたまり場についても積極的にパトロールを行い、非行集団等の早期検挙、解体、補導に努めているところでございます。

一方、少年が被害者となる携帯電話の出会い系サイトを利用した児童買春等の福祉犯罪、また、いわゆるネットいじめの急増など、携帯電話の使用に関するモラル等の問題も大きく表面化しておりますことから、携帯電話の有害情報を遮断するフィルタリングの普及・促進や意識啓発など、サイバー熊本の連携をこれまで以上に進めたいと考えていると

ころであります。

第4は、生活経済、生活環境、風俗事犯、サイバー犯罪についてであります。資料は、12ページから14ページでございます。

生活環境関係事犯は、ヤミ金融を初めとする生活経済事犯、廃棄物の不法投棄などの環境保健衛生事犯、売春などの風俗事犯、さらには情報通信技術を悪用したサイバー事犯など、多種多様な犯罪がございます。これらの犯罪に的確に対応するためには、早めの介入、つまり燃えている犯罪に早期にメスを入れることが重要であり、先制的・予防的な捜索、差し押さえなどを行い、まず相手の動きをとめることが肝要というふうに考えております。今後とも時代の流れを素早くキャッチして、積極的な摘発を行うとともに、被害の予防、拡大の防止に努めてまいります。

第5は、地域警察活動関係であります。資料は、15ページでございます。

全警察官の約35%、約1,000人を占める地域警察官は、交番、駐在所等を活動の拠点として、すべての警察署に即応する警察組織の基礎であり、本部長の説明にもありました力強い警察活動の推進を図るべく、パトロールや県民の身近な犯罪の検挙に向け努力をしているところであります。

第6、終わりであります。通信指令業務についてであります。資料は、16ページでございます。

本年4月、事件現場等への臨場時間短縮を図るため、新通信指令システムを導入いたしました。事件現場等をパトカーのカーロケ画面にピンポイントで表示し、指令内容を文字画面で表示するシステムであります。通信指令室では170台のパトカーの位置を画面で把握することができ、的確な指令による早期の事件検挙など、早速、大きな効果があらわれているところであります。この通信指令室につきましては、7月4日に委員の皆様方の御視察をいただき、その際に詳細な御説明を

させていただきたいと考えております。

以上で、生活安全部の説明を終わります。

○森田刑事部長 それでは、刑事部関係の業務概況、当面の課題等について御説明いたします。資料は、17ページから32ページでございます。ただ、資料は19年中の犯罪の認知・検挙状況等について記載してありますので、参考させていただきたいと思っております。

まず、刑法犯の検挙状況でございますが、昨年の検挙状況は17ページから20ページにかけて記載しております。

刑事部では、「安全・安心くまもと」実現計画の基本目標に、県民生活を脅かす犯罪の検挙を掲げまして、検挙人員の増加に向けた取り組みを強化しております。その結果、本年5月末現在の刑法犯の検挙人員は、先ほど本部長の説明にもありましたように1,727人を検挙しておりまして、昨年に比べ約18%増加しております。

また、本年に入って検挙した主な凶悪事件としては、天草市新和町における実父殺人事件、それから下益城郡美里町における連続放火事件、それから熊本市西梶尾町における暴力団幹部殺人事件等があります。

2点目は、資料にちょっとありませんけれども、被疑者取り調べの適正化に向けた施策等についてであります。本県では昨年11月、国家公安委員会が策定しました警察捜査における取り調べの適正化を受けて、熊本県警察取り調べ適正化施策推進委員会を設置しまして、取り調べの適正化に向けた諸施策を着実に推進させているところであります。

この取り調べ適正化施策の一つとして、来年4月から全国で取り調べ監督制度が実施されるわけですが、この制度は取調室の透視鏡――のぞき窓ですね――これから取調室の中の取り調べ状況を見て、必要な監督を行うというものであります。本県では本年9月1日から一部の警察署で試験運用を実施

する予定であります。

加えまして、来年5月から実施される裁判員裁判におきまして、自白の任意性を立証するためにはいかなる方策が有効であるかを検討するため、本年度から警視庁等の某都府県で、また、来年度からは全国の警察で取り調べの一部録音・録画の試験運用が実施される予定であります。

本県では、今後、取り調べ監督制度の本格実施に向け、警察署等の取調室の透視鏡の設置等の改修工事とか、取り調べの録音・録画用資機材の整備に伴う予算措置等を図っていく方針でありますので、どうかよろしく願います。

3点目は、硫化水素ガス事案対策についてであります。これも、資料にありません。

硫化水素ガスを発生させた自殺事案というのが、非常に増加しております。平成18年と19年は1件ずつでありましたのですが、ことはこれまで10件発生しまして11人が死亡しております。また、4件が未遂であります。

このようなことから、本県では警察官による安全かつ迅速な現場対応ができるように、防毒マスクとか防護服を66セット整備して、警察本部の関係各課や各警察署に配分したところでもあります。

また、その後、農薬でしかも劇薬でありますクロロピクリンを使用した自殺事案等が発生しておりまして、今後、必要により追加整備していく方針であります。よろしく願います。

4番目に、オレオレ詐欺等の振り込め詐欺対策についてであります。資料は21ページにありますが、これは昨年の発生状況であります。本年5月末現在の本県の振り込め詐欺の認知件数は106件で、昨年同期に比べまして27件減少しておりますが、被害額は約1億600万円と、昨年同期に比べまして2,600万円以上上回るなど、極めて憂慮すべき事態になっております。

このような情勢を踏まえまして、6月9日に警察本部捜査二課に振り込め詐欺対策プロジェクトチームを設置しまして、未然防止、抑止等、検挙の諸対策を推進しているところでもあります。6月10日には、融資保証金詐欺の実行犯4人を神奈川県下で相次いで逮捕しております。

最後に、暴力団対策についてでございます。資料は、23ページ以降でございます。

県内では、48組織、約1,100人の構成員がおりまして、昨年は200人を検挙しております。また、昨年発生しました指定暴力団の道仁会と九州誠道会の対立抗争事件に関連いたしまして、本県でも殺人事件や殺人未遂事件が発生しております、両事件につきましてはそれぞれ被疑者を逮捕しておるところであります。引き続き機動隊員等による張りつけ警戒等を実施して、対立抗争事件の封圧に努めております。また、暴力団構成員の徹底的検挙に向けた諸対策も推進中であります。

以上で、刑事部関係の説明を終わります。

○北里交通部長 交通部から。資料は33ページから順次説明をさせていただきます。

まず、交通事故等の発生状況でございますけれども、過去5年間、ことしも含めてでございますけれども、死者数、亡くなられた方、わずかながら減少傾向にあります。しかしながら、発生件数では年間1万2,000件から3,000件、けがをされた人も1万5,000人から7,000人と、高原状態で推移をしております。

また、死亡事故の特徴をみますと、死者に占める高齢者の割合が高い、これは半数以上でございますけれども、あるいはシートベルトの着用率が大幅に向上しているにもかかわらず、ことしの死亡事故に限って見ますと非着用が目立つなど相変わらずの感があるなど、さらなる、すべての道路利用者の安全意識の啓発が必要であるというふうに考えております。

また、最近は環境面や身近な交通手段としての自転車利用が多くなる傾向にありまして、それに伴いまして自転車がかかわる事故の増加、あるいは自転車利用者のルール違反、そういう実態も見られます。

このため、悪質・危険な自転車利用者に対しましては、赤切符処理をするなど、事件化を図っております。同時に、6月から自転車利用に関するところの法整備がされましたこともありまして、安全利用を促すためのモデル事業、あるいは広報啓発を現在実施をしているところであります。

次に、「安全・安心くまもと」実現計画における交通部の基本目標、数値目標がございますけれども、これを達成するため過去5年間の事故を分析いたしまして、国道3号や57号など主要幹線道路を重点路線と指定したり、あるいは交差点事故削減重点校区の指定など、これらの路線、校区での活動を地域ボランティアの方々と協働して行う、これを「安全・安心肥後の道作戦」というふうに名づけてまして、現在作戦を展開中であります。

交通死傷事故抑止対策といたしましては、そのほかに交通安全意識の啓発あるいは交通違反の指導、取り締まり、安全施設の整備等々3本柱を中心に対策を推進しております。内容につきましては、36ページから37ページに記載しております。

また、改正道路交通法6月1日施行の自転車の安全利用の規定、あるいは後部座席まで含めた全席シートベルト着用の規定、高齢運転者表示規定など、さまざまな機会を通じましてその周知を図っているところであります。

また、昨年9月に施行されましたが、飲酒運転の厳罰化、飲酒運転にかかる交通事故も実際に減少しております。今後とも継続して指導、取り締まりを強化してまいります。

次に、安全施設整備では、本年度から道路特定財源の一部を一般財源化し、信号機等の

整備が可能となった補助事業が新たに導入されており、そのため、事業費としましては前の年度よりプラスになっております。今後とも安全かつ円滑を念頭に、予算の効率的な執行に努めてまいりたいと思っております。

次に、総合的な暴走族対策についてであります。暴走族の活動は、最盛期に比べますと年々減少傾向にあったのですが、去年の末ぐらいから本年に入り活発化しておりまして、特に熊本市内東バイパス及びその周辺地域における暴走族に関する110番通報件数が、この4月末現在で前の年よりも約2割ほど増加をしております。

このため、この6月中を暴走族取り締まり強化月間と設定しましたし、今後とも取り締まり強化はもちろんでございますけれども、暴走族を許さない環境づくりを進めてまいります。

その他としまして、まず駐車対策でございます。平成18年6月から民間の駐車監視員制度が導入されました18年の6カ月間、それと翌19年の12カ月間の放置車両確認標章の取り付け件数を見ますと、監視員による取り付け率が大幅に増加しております。それに伴い、熊本市内におきます路上駐車台数や駐車に関する苦情はいずれも減少するなど、駐車監視員制度が効果を発揮している状況が伺えます。

それから最後になりますけれども、来年6月までに実施予定の高齢運転者にかかる認識機能検査導入に向けた諸準備を現在行っているところであります。

以上が、交通部の説明であります。

○吉田警備部長 警備部の業務概要につきまして、御説明をいたします。資料の40ページからでございます。

まず第1は、北海道洞爺湖サミットに伴います警備諸対策についてでございます。

まず、その一つのテロをめぐる警備情勢で

ございますけれども、さきの新聞にも掲載されておりましたけれども、国際テロ組織アルカイダは、同組織ナンバー2の声明といたしまして、日本が陸上自衛隊をイラクに派遣したことなどをとらえまして、日本も攻撃対象であるということを強調いたしております。

御承知のとおり、7月7日からは、世界が注目します北海道洞爺湖サミットが開催されます。このサミットは、過去にもテロリストの格好の標的となっておりまして、3年前のイギリスでのサミットでは、開催地から遠く離れたロンドンで同時多発テロ事件が発生をいたしております。

そういうことで、今回もこの北海道洞爺湖サミット、これは北海道だけの問題ではなくて、それ以外の地域におきまして、特に公共交通機関をねらったテロ等、そういう部分に十分に警戒をする必要があるということでございます。

そこで、県警でもことしの1月、本部長を長といたします北海道洞爺湖サミット等警備対策委員会を設置いたしまして、警備諸対策に取り組んでおるところでございます。

また、ことしの3月には、国際テロ・外事対策室を警備第一課から所属として独立をさせまして、関係機関と連携しました水際対策の強化などの総合的な警備対策を推進しております。

次に、警備事件捜査の推進でございます。資料の41ページになりますけれども、まず、右翼対策の推進でございます。右翼は、政治、外交、歴史等の諸問題をとらえまして、関係国や政府等に対する抗議活動を活発に行っております。特に街頭宣伝活動等におきましては、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、地域における市民生活の平穏を害する事例も見られますことから、各種法令を適用しまして違法行為の取り締まりを強化しているところでございます。

次に、不法滞在者対策の推進についてで

ざいます。

現在、我が国には17万4,000人もの不法滞在者が存在すると推定をされております。こうした不法滞在者の存在は、さまざまな外国人犯罪の温床にもなっておりますことから、県警でもこれまで以上に入国管理局等の関係機関との連携によりまして、取り締まりを強化しているところでございます。

なお、過去5年間におきます県内における警備事件の検挙・摘発状況につきましては、42ページのとおりでございます。

第3は、大規模災害対策の推進でございます。昨年、本県では記録的な集中豪雨によりまして、美里町で大きな被害が発生をいたしました。さらに、ことしも6月10日に梅雨入りを行いましたけれども、先日の集中豪雨では特に県南部を中心にしまして、家屋の浸水とか道路損壊等の被害が発生をいたしました。そして、球磨郡多良木町では民家の裏山が崩落して生き埋めとなって、死者1名の人的被害が発生をいたしております。

このほかでも、御承知のとおり最近ではミャンマーにおける大型サイクロンの被害や、中国における大規模地震災害、さらには先日の岩手・宮城内陸地震など、国内外におきまして予想をはるかに超える大きな災害が発生をいたしております。

そのため、県警では人的被害を出さないということを対策の基本といたしまして、各防災機関との緊密な連携を保持いたしますとともに、平素から救出・救助の技術や装備資機材操法の向上・習熟に努めておるところでございます。

また、大規模災害に即応する専門部隊としまして、熊本県警察広域緊急援助隊を組織いたしまして有事に備えております。

今後とも、警備部では、「安全・安心くまもと」実現計画のもと、重点推進項目でありますテロ、大規模災害等、緊急事態対策の強化を強力に推進してまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○中村博生委員長 以上で、執行部の説明が終了いたしました。

ここで、通して最後までいきたいと思しますので、休憩を5分間程度取りたいと思しますが、ようございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時35分開議

○中村博生委員長 それでは、再開したいと思います。

主要事業の質疑に入りたいと思います。質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。氷室委員。

○氷室雄一郎委員 教育長、教育長が説明をされましたけれども、この中に再編整備問題につきまして議会でもいろいろ質問がございましたけれども、若干トーンが変わったような気がいたしましてですね。この「凍結もあり得る」という発言をされましたが、その意味は地域の意見を丁寧に聞いてということでございます。これまで、さまざまな角度から地域の御意見を丁寧に吸い上げながら今まで再編整備を進めてこられたわけですね。これ以上の説明を求めていかれるものなのか、また何か新しい地域協議会なるものを設置するかという考え方がございますけれども、その割には、16ページの説明がございました、この高校教育課の教育整備推進事業の予算がございまして、この予算は昨年度はどのくらいだったんですか。同じような説明のために、ある程度の予算を組まれて、本当に丁寧にさまざまな角度から御意見を聴取しながら整備

計画を進めてこられたわけでございますけれども、またことしも予算が付いているわけでございますけれども、この説明会等に伴う予算の額はどのくらいなのか。また、昨年度予算額は、どのくらいなんですか。

○山本教育長 予算等の詳細説明については後ほど課長から説明があると思いますけれども、私が教育長になったすぐに記者会見がありまして、その中で凍結という話を知事が言っているけれども、どうなんだという話がありました。

私といたしましては、知事の権限それから教育委員会の権限それから教育委員会の制度、そういったことを考えましたときに、たしか去年の10月だったと思いますけれども、教育委員会を開きまして、その委員会の中で今回の再編統合についての計画案を了承して、これでいくということが決まっております。したがって、そういったことは私としては当然そういう状況でいっているものですから、それと先ほど言いました知事の権限、教育委員会のそもそもの制度それから権限、そういったことを考えたときに、知事の発言がその計画を全く否定して、その計画はまかりならんというふうなことでおっしゃっているとは、私には到底思えなかった。

それで、私は記者会見のとき、知事が凍結とおっしゃっている話は、選挙期間中に県内のいろんなところを回られたときに、やっぱり知事ですから何だかんだ言っても、熊本県の総括責任者、県庁の総括責任者としての知事にいろんな意見があったんだと思います。それで、知事もそれを聞かれて、いろいろ説明されたのかもしれませんが、わかりやすく凍結というふうなことで言われたんだと思うけれども、それはやっぱりまだいろいろくすぶっているみたいだから、しっかり意見をさらに聞いてみてくれないかということだろうというふうに私は思いますというふう

に、そのときに申し上げました。

したがって、いろいろ聞きましたら、現場のいろんな関係、いろいろ不満等がくすぶっている時期に教育長が行かれたということが余りなかったということを知りましたものですから、どうなるかわからんけれども、私が行って話をさらにできるのであるなら、私が行ってもう1回きちんと話をやりたいと。しかしながら、やった上で、計画については今あるその計画をもとに準備を進めますという答弁を今度の議会ではやったところでございます。

○氷室雄一郎委員 だから、教育長が今ここに書いておられます「丁寧に丁寧に意見を聞いて進めてほしいという趣旨だと理解している」と。では、今まで本当に長い間かかって丁寧に地元の関係の皆さんとお話し合いをしながら、この計画を設定された。委員会でも決定を見たわけでございますが、これ以上のその説明が必要だという認識というのは…。では、今までの説明会につきまして、ただ単なる知事が説明不足だと思われていたのか、それとも教育委員会は教育長を含めて今までの取り組みに対して不十分な点があったという認識をされているのか、その辺はどうなんですか。

○山本教育長 今申し上げましたように、今までの説明が不足だった、不十分だったということについては、私は今までの説明についてはかかわっておりませんからよくわかりませんが、少なくとも全体の総合調整権を持っている知事、あるいは予算の提案権それから条例提案権を持っている知事が凍結という、意味合いはいろいろあると思いますけれども、そういう言葉を発せられたということの重みは、やはり教育委員会としてはそのように受けとめなくちゃいけないというふうな思いが私にはありましたものですから、私が出

て行ってどうなるかわかりませんが、私が出て行ってしっかりと話を何とか聞いて、そこからさらに建設的な意見が出て、「ああ、なるほどな」という意見があるのであれば、その辺も十分聞きながらやっていきたいというふうな思いでございます。しかし、今の計画はあくまでも計画のもとに準備を進めていきたいということで、今から現実には我々が話を聞きに行くときに、予断をもってはいけませんけれども、基本はやっぱり今の計画、去年の10月に教育委員会として決定されて、承認されている計画というのは、私は十分その重みは受けとめておりますし、それが基本だというふうに思っておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 今「私はよくわからない」とおっしゃいましたけれども、教育長になれる間いろんな今まで御努力された部署からヒアリング等をされておまして、それぞれの部署は十分な審議を進めてきたというプライドもあるし誇りもあるんじゃないかと思うんです。それを「わからない」と言われても非常に困る問題でありまして、だから、私はどれだけくらの予算が説明会に組まれているのかということを知りたいわけですが、同じような予算が組まれているとすれば、再び同じような説明会を繰り返すということは、なかなか納得できない面もございます。また、教育長が今言われましたように、前教育長が説明会に余り出かけてないという点のお話もございましたけれども、教育長は積極的に出かけて行かれるつもりで、また、前の知事はほとんどそういう御意見の場には顔を出しておられませんし、権限の違いも明確になさっておりますが、新しい知事はしかるべき場に出て行こうという、そういうお話をされているのか、その辺は、どうなんですか。

○山本教育長 知事がしかるべき場に出て行

こうという話は、聞いておりません。それから私が先ほど「今まで知らない」というのは、話は聞いておりますけれども、そのときがどうだったかということについては、私は残念ながら当事者でなかったものですから知りませんが、ただ、今後またさらに話し合い、私としては知事の発言を受けて話し合いをもう1回現場でやろうと思ったんですけれども、そのときに今までの話し合いと、もし今後の話し合いの形を変えるとすれば、私が教育長として出て行って話をすることしか、あと方法がないんですね。今までの話は、氷室委員がおっしゃったように、また同じことを繰り返したって、それは時間と金のむだというのは全くおっしゃるとおりであります。それに知事の凍結という発言を受けて、あと教育長としてあるいは教育委員会として何ができるかと考えたときに、もう「私が出て行って」、それがどうなるかわかりませんが、私が出て行ってそこでもう1回かもう2回か知りませんが、関係者の人と話をするというふうなことを、私としては考えたわけでございます。

○氷室雄一郎委員 では、修正とかそういう話は別として、さまざまなその場所にお出かけになりまして、再度丁寧に聞くことも必要であろうという認識を持っておられると思うんですけれども、では、そのさまざまな御意見の中で、調整といいますか修復を図る余地がまだあるという認識を知事も教育長もお持ちなんですか。

○山本教育長 先ほど申し上げましたように、計画として今承認されていることにつきましては基本においては、あれも微にいり細にいり書いたわけであって、中にはこれを基本とするというような書き方をしたところもございまして、何がございまして、何と申しますかね、計画の根幹に触れたようなところで、

「ああ、なるほど。そうすればもっと地元にとってもよくなるのかな」というようなことがあるのであれば、そこはお互いに話し合いがちゃんとできるのであれば、私としてはしっかり聞いていきたいというふうに思っているところがございます。だから、今まで説明してきたことからびた一文何もありませんということは今から言うのだったら、もう話し合いに行ったら一緒にですから、今の計画を基本としますけれども、それが話し合いの中でさらに「ああ、なるほど。これならよくなるな」というようなことがあるのであれば、そこはしっかりと聞いていきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 では、若干柔軟な姿勢をお持ちだということで御理解していいんですか。

○山本教育長 柔軟も柔軟の程度問題だと思いますけれども、ただ、私はあくまでも計画は今の教育委員会で決定されている計画が基本だというふうに思っております。

○倉重剛委員 正直言って、釈然としないんだね。「凍結」という言葉が非常に一人歩きして極めて強烈な印象を与えたんですよ。それはなぜかという、前知事は関与しないという態度だった。そして前教育長は、不転の決意でやり遂げると、実を言うとこの場ではっきり言っているんですよ。それが選挙中かどうかかわからないけれども、「凍結」という言葉が一人歩きしたことに対して、議員間でも非常に釈然としないところが実はあるわけですね。

したがって、整備計画に基づいて今粛々と進めるという表現がありました。僕は、実を言うと教育長はもっと力強く言ってほしいんですよ、不転の決意でやりますと。しかもそれは地域とのコミュニケーションをとりな

がら、しかし、そこについて今までの整備計画にのっかってやっていくんだという、教育長としての自律的な発言というかな、それは非常に大事だと思うんですね。非常に曖昧模糊で釈然としないと皆さんがやっぱりそれぞれ思っていると思うんですよ。だから、そこら辺はどうですか。凍結するんですか、しないんですか。それだけを聞こう。

○山本教育長 凍結するつもりは、一切ございません。

○倉重剛委員 はい、分かりました。それで結構です。

○中村博生委員長 先ほどの事業費について、後藤室長。

○後藤高校整備推進室長 昨年度の予算は、570万3,000円でございます。ことしは1,156万円余ということで、中身的には、ことしの場合には前期の母体校に対する職員をそこで検討させるためのパソコンのリースとか、そういう費用が入っているために若干ふえているということで、説明会自体等については具体的に中身は余り決まっております。

今回のこの予算につきましての説明会等につきましては、1年間大分検討しておりますので、より進んだ形での新しい学校像とか何かを地域にお示しする、そしてそれに対する御意見があったら、またそれを修正できる部分はあるというふうに思っております。

それから、また中身につきましても、地域の代表の方を入れた、ある意味の検討会みたいなものも考えておりますので、そういうものも考えていきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 地域における検討会を考えているというんですか。

○後藤高校整備推進室長 再編整備の進行段階の開設のときには、地元関係者を含めた検討組織を入れて、具体的な、例えばもう中身に入ります、校名とか校訓でありますとか服でありますとか、そういうものを決めないといけませんので、そういうものも含めて地元の御意見は聞いていきたいと思っておりますので、そういうための組織は何らかつুক্তいきたいというふうに思っております。

○中村博生委員長 ほかに。濱田委員。

○濱田大造委員 二つございまして、教育に関することなんです、一つは民・県クラブの平野県議からこの紙をいただいております、ぜひお願いしてほしいということで、読ませていただきます。「定時制・通信制では、本年度から単位制が全面導入となりましたが、授業料納入方法がこれまでの月々の12分割納入から年度当初の一括納入となりました。関連条例は、2007年12月定例県議会で通っております。ところが、この納入方法は、所得が低い家庭の子供が多い定時制・通信制においては、入学金が払えない、授業料が払えないということで入学を断念する子供があらわれるなど、大きな影響を及ぼしております。他県では2分割や全日と同様12分割のままのところもあります。県教委は経済的に苦しい家庭の子供には授業料減免や奨学金という制度もあると言いますが、受給時期までのタイムラグがあったり、手続きがまだまだ改善されたとはいえ、煩雑で利用が容易ではありません。また、校長裁量で2分割でも可とされていますが、なかなかそれを実行する校長も少ないと聞きます。改善を求めてください。よろしく願いいたします。平野みどり」と。

まず、これが1点と、それと15ページにありますキャリアサポーター制度に関してちょっと質問したいんですが、これは私も去年の

9月の質問のとき、高校を結構回ったときに、このキャリアサポーター制度というのが、いろんな高校の先生たちがありがたがっていたんですね。これは一旦もうなくなっていたと感じていたんですが、県として2人配置なのかと。人数としては、高校の数が61校ありますのでちょっと少ないのかなと思いますが、その辺の認識をお聞かせください。

以上、2点です。

○由解学校人事課長 ただいまの濱田委員の定時制高校の授業料の件でございますけれども、おっしゃったとおり定時制高校の授業料につきましては、本年4月からすべての定時制高校において単位制導入ということで、授業料一括納入というシステムになったわけでございます。これにつきましては、1単位当たりの授業料を納めておることと、その半年を主体とした教科もあるということで、生徒によりましてその取得単位数によりまして一人一人の授業料が異なるという実態がございます。そういったことを月ごとの分割納入とした場合に非常に事務的な煩雑性また事務量の大きさというのが出てくることがございます。そういったのをあわせまして、平成4年からの単位制による授業料につきましては湧心館高校ですでに実施されておりますけれども、これまで湧心館高校におきましては未納とか滞納があったということは聞いておりませんし、また生徒等からそういう分割要望があったという声も聞いていないという状況もございます。

こういう状況もございまして、当面この4月から採用したわけでございますので、一括納入の様子を見ながら実施していきたいということで考えております。

また、校長の判断で2分割もできるということになっておりますけれども、これもまた始まったばかりで、2分割の相談とかは別にあっておりません。

そういうことを踏まえまして、実態等を検証しながら今後進めていきたいというふうに思っております。

○真開高校教育課長 先ほどのお尋ねのキャリアサポーター制度でございますけれども、高校におきましては、もうこの制度というのは終わっております、今回この15ページで説明させていただいておりますのは、特別支援学校における就職支援とか、早期離職防止を図るために2名を配置させていただいているということで、具体的にはひのくに高等養護学校と熊本養護学校に配置をさせていただいております。以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。はい、早川委員。

○早川英明委員 保健体育課長に、ちょっと教えてください。

このシニア元気体力向上支援事業ですが、ここに県下の総合型地域スポーツクラブにおいてモデル的にこれを行うと書いてありますが、どこでされるのかわかっておれば教えてください。

○八十田体育保健課長 本年度は菊陽町のスポーツクラブ菊陽と、それから美里町の元気夢クラブをお願いしております。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。はい、松村委員。

○松村昭委員 先ほどの「基本的には変わらない」ということですが、蒲島知事は今回の選挙で、皆さん方がいろいろ意見を聞いてきた人以外の人たちの意見が大部分であったろうというふうに私は判断しております。そういう意見をとらえて、これは一步踏みとどまるべきという判断であったろうというふうに

思いますが、それによって、こういうことが出てきたと思います。ですから、教育的に基本的なものは変わらなくても、やはり教育長は先ほど、自分で足を運んで意見を聞こうというお話でありましたが、その姿勢は今後続けていかなければ、やはり大きな協力体制が地方によってはできない部分が出てくるというふうに思いますので、あくまでもこれすべてを押し通すということじゃなしに、やはりもう一步踏みとどまって、基本は変えなくてもいろいろ手法があると思いますので、その辺を十分研究する必要があると思いますので、これは答えは、もういい。（「一言言わせてください」と呼ぶ者あり）いや、もういい。それを言わせると、また議論が高まってくる。だから、しっかりと要望しておきます。

○中村博生委員長 私からも同じような要望ですけれども、地元八代には二つ問題がありますので、大変頭の痛いところですが、教育委員会としての方針を私は理解しておりますので、やっぱり丁寧に説明をするということでございますので、その辺をしっかりと、今松村先生も言われたとおりにかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。（「一言言わせてください。弁解はしません」と呼ぶ者あり）山本教育長。

○山本教育長 先ほど「凍結は一切考えておりません」と言いましたけれども、凍結は一切、今のやっているやつを全部やめますということは、あり得ませんという意味で「凍結はありません」と言ったわけでございます。したがって、それ以前によくわかったようなわからんようなことをごちゃごちゃ言いましたけれども、それをトータルでぜひ御判断いただければと思います。よろしく、お願いいたします。

○倉重剛委員 教育長、俺もそんなふうに理

解しているよ。ただ、地域地域でそれぞれ物の考え方がやっぱり違うのでね。特に多くのそれぞれの県民の皆さん方の地域性というのはいろいろあると思うんだ。そういう伝統文化だとか、当然それは勘案していかなければならない。したがって、今「凍結が」と私が聞いたのは、基本的には凍結はしないのかということですよ。しかし、そこまで細かく言わなかった、わざと言わなかったんだ、逃げを作っておかぬといかんから。

○池田和貴副委員長 すみません、私の天草地域も、これは統廃合じゃなくても、本当に廃校になってしまう高校もあるわけですね。今まで市長さんたちが来て御説明をいただきました。私もお願いをして説明をしていただきましたが、しかし、やはり市長さんが来て説明をされることは、やはり言葉も含めてやっぱり限界があるんだろうと思うんです。私たち自民党県連としても、統廃合についてはその教育的な観点かもわかりませんが、その地域力といいますか、その辺については配慮をしていただいて、そこは知事部局とぜひ連携をとってやってくださいというお願い、そういった考え方を表明しているところだと思います。

ですから、今回もし山本教育長が来ていただいて、その場の雰囲気ですとかやはりその地域の人たちの思いといいますか、そういうものを受けとめた上での判断をいろいろしていただきたいという意味で、ぜひ直接来てお話をしていただきたいというふうに御要望させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。はい、堤委員。

○堤泰宏委員 高校再編のことでいろいろ各論が出ておりますけれども、前に熊本県知事

の寺本知事でおられたですね。あの方が旧宇土中の出身と聞いておりますが、住宅の松合ですかね、不知火のどこからか下駄をはいて毎日宇土中に通われたと。またアメリカの話ではいけませんけれども、リンカーンは一つの書を読むために、何十キロかしりませんが、本を借りに行ったと、そういう話もあります。

教育というのは、私はやはり本人がいかに向学心を持って、学問を求めると言う大げさでありますけれども、そういう一面もあると思います。身近なところに高等学校がなければ勉強ができないとか、そういうことは私はないと思います。先ほどの御意見の中で地域性また機会均等、たくさんいろんな見方があると思いますけれども、私は今の熊本県下の情勢を考えますと、定員割れが続く高校がほとんどじゃないと思いますけれども、田舎ではほとんどであります。そういうことを私は考えていただきたいという面があります。

それから、機会均等の裏面に、やはり精鋭を集めて教育をするということが、若者の将来に対してかえって機会均等になるんじゃないかと。定員割れのところは、ほとんど無試験と。当然、高校は選抜試験を受けた者だけが行くと、私は思っております。みんな、すべてが高校に行く必要はないわけでありませぬ。かえって、中学を出て、いろんな技能を早く身につけた方が、その子供の将来の幸福につながるという面もあると思います。

また、さらにちょっと申し上げますと、熊本市内に今、予備校といいますか進学校といいますか補習校といいますか、何とかスクールとか塾が乱立をしております。その塾にやるために親の負担が毎月3万円とか5万円とかかかるそうであります。その塾にやるために家計を圧迫するという、ばかな話も出ております。私は、教育の熱が非常に上がるということはいいと思いますけれども、自分の子供だけは、自分の周りだけとはいう、そうい

う利己的な一面が非常に出てきているような気がいたしますので、山本教育長のもとに熊本県はもう少し教育のそういうモラルといいますか、政策大綱を練ってもらいたいと思います。自分の子供を塾にやるために家計が圧迫されるというのは、それは大事な一面もあるとは思いますが、予備校がすべていいとか悪いとかじゃなくて、今ほとんど予備校にやっているという実態は、何かこう私は寂しいような気がいたします。

質問は簡潔にということですので、この辺でやめておきます。教育長、何かお話があればちょっと……。

○山本教育長 私は教育長として答弁せんといかんものですから、個人的見解を申し上げるわけにはいかず、気持ちとして非常に理解できる部分はあるんですけども、公式答弁となるとなかなか難しいところですけども……。

後で報告がありますけれども、教育振興基本計画というのを県がつくるようになっております。私は今そこで一つだけ申し上げておりますのは、機会均等と形の上では、いろんな学校が、小学校、中学校、高校、機会均等はあるんですけども、実はその機会均等でスタートラインに並んだときに、その子供たちの今まで育ってきたいろんなことでもって格差が生じているんじゃないか。それは今回の議会答弁でも知事がおっしゃったんですけども、その教育振興基本計画の中で、低学年のうちにその学校と学校外で何とかその学力格差をしっかりと埋めるようなシステムが何とかとれないかな、そうしないと、その格差をできればしっかりと埋めておかないと、それらが中学、高校に行くときに、いろんな判断をするときの今またいろんな影響があるんじゃないかということで、とにかく低学年のうちにできるだけそういった学力のスタートラインに立ったときの、もし格差があるとす

なら、その格差を埋められるようなことをまずしっかりとっていききたいというふうなことを今考えているところでございます。

答えになったかどうか知りませんが、教育振興基本計画には私なりに教育基本法を基本にしながら、県としての思いをしっかりとその計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○堤泰宏委員 はい、結構です。

○中村博生委員長 ほかに……。はい、氷室委員。

○氷室雄一郎委員 警察本部の方に、お尋ねをします。

8ページでございますけれども、東署の件には調査費が付いたということで、これから大変期待をしてその推移を見守らないかんわけでございますが、昭和46年につくられて震度5、今回は6でございますので、この前のような地震がありましたら、もうすでにぺちゃんこになっているわけでございます。そういう可能性があったわけでございますけれども、そのほかにもっと古い建物が、氷川警察署の40年以上とか、ここにいろいろ上げてございまして、小中学校の耐震はこれからかなり進むと考えられますが、警察関係はどうなんですかね。

○蝦名警務部長 警察署の耐震改修計画につきましては、すでに計画を立案しております。21年度から28年度にかけて天草、荒尾、宇城、芦北、阿蘇、御船、牛深、高森という順番で改修する予定になっております。

○氷室雄一郎委員 今の段階では一番古い建物というのは、氷川署になるんですか。

○吉村会計課長 会計課長の吉村でございます。

す。

一番古い警察署につきましては、今委員御指摘のとおり氷川警察署で、すでに42年を経過しております。

これにつきましては、すでに用地も購入しておりますので、建て替えということで作業が進んでおります関係で、これまで平成8年、9年当時の耐震診断はされておりましたが、今度の東署の問題と緊急度合いの判断をする必要がありましたので緊急に調査をしましたところ、0.34という耐震強度が出ておりますので、東署の0.28に比べれば上回っているものの、いずれにせよ耐震強度的に改修をする必要がありますので、これにつきましては東署に引き続き早急に整備をすべきものと考えております。

○氷室雄一郎委員 結構でございます。

○中村博生委員長 今の関連で、氷川署は地元でございますので、耐震強度からすると数字的には氷川の方がちょっと古いかもしれませんが、この数値の信頼度といえますか、私は数値的には全然変わらんというふうに思いますので、東署の問題は重々承知しておりますけれども、これを同時進行みたいにしていただければ、前回水俣署も災害がございまして理解しておりますけれども、その辺のところも今後協議していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

はい、吉村課長。

○吉村会計課長 会計課長の吉村でございます。

平成20年度の当初予算の要求におきましては、委員長御指摘のように氷川警察署の建て替え整備というようなことで要求に盛り込んだわけでございますが、御承知のとおりのような財政状況から、これにつきましても約10

億円の整備費用が見込まれております。

それから、後ほど御説明もしたいと思いますが、東署及び複合施設の集中留置所等の施設、これにかかります経費が見込みでございますが約30億円程度が見込まれておるといような状況で、こういった巨額の予算を要するものであります。

そういったことから、財政当局の方で、これは幾ら何でも同時並行は何としても難しいというようなことで、ぎしぎし、かんかんがかぐの議論があったのではあります、今回その東署の建て替え整備を、緊急性にかんがみ優先させて、その次に氷川署の建て替え整備を検討したいという結論に、事務局としては到達したところでございます。

○中村博生委員長 あと1年ぐらいありますけんね。はい、わかりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、本委員会に付託されました平成20年度補正予算及び条例等の議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について教育委員会、警察本部の順に執行部の説明を求めたいと思います。

それでは、教育委員会から説明をお願いいたします。藤本福利厚生課長。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課でございます。

平成19年度一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。「文教治安常任委員会説明資料（平成20年度補正予算、平成19年度繰越明許費繰越計算書及び条例等）」と書かれました資料の10ページをお願いいたします。

教育総務費のうち教職員住宅建設事業でございますが、人吉高等学校五木分校教職員住

宅の建設にかかる繰り越しでございます。当事業につきましては、用地について五木村から借り受ける予定でしたが、用地の確保に不測の期間を要し設計がおくれ、年度内の完了が不可能となったための事業費2,129万3,000円を繰り越したものでございます。現在は着工し、平成20年8月の完成予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○真開高校教育課長 高校教育課でございます。

補正予算関係についてでございますけれども、資料につきましては2ページをござんいただきたいと思っております。

まず、事務局費についてでございますけれども、1,615万9,000円の増額補正をお願いしております。これは説明欄にもありますように、県立高等学校教育整備推進事業として高校再編整備に関する地元説明会の開催経費等709万9,000円、併設型中高一貫教育導入事業として、宇土、八代両高等学校に県立中学校を開設するために必要な準備経費906万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、教育指導費についてでございますが、45万円の増額補正をお願いしております。これは本県の教育研究団体であります産業教育振興会並びに定時制・通信制教育振興会に対しまして教育研究事業費の一部を補助するものでございます。

次に、学校建設費について2億4,962万5,000円の増額補正をお願いしております。これは宇土高校及び八代高校に平成21年度から併設中高一貫教育を導入することに伴う施設設備費で、宇土高等学校家庭科棟解体費並びに八代高等学校の技術棟新築費、県立中学校の備品や消耗品などの購入経費、文化財発掘調査に要する経費などでございます。

続いて、債務負担行為関係でございます。

併設型中高一貫教育導入に関しましては、債務負担行為の設定及び変更もお願いしております。資料につきましては、8ページをござんいただきたいと思っております。

八代高校に併設型中高一貫教育を導入することに伴い、中学校技術棟などを整備する必要がありますが、この整備が平成21年度までかかるため、1億4,562万6,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

事務機器等賃借について、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。これは、宇土、八代両高等学校に併設型中学校を設置することに伴い、パソコン教室に必要な機器等を平成21年度から限度額2,729万6,000円で賃借するものでございます。

なお、議案につきましては、会計ごとの賃借案件の合計が掲載されておりますので、本委員会資料におきましては等価関係の限度額を抜き出して掲載をさせていただいております。

以上が、補正予算、債務負担行為の設定及び変更をお願いしてございます。

続いて、条例関係でございます。資料は、12ページをお願いいたします。

議案第12号熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本議案は、県立高等学校再編整備等基本計画等の実施に伴い関係規定を整備するもので、改正の内容は2項目でございます。

1つ目は、本県では初めてとなります併設型中高一貫教育を宇土高等学校と八代高等学校に平成21年4月に導入することとしており、県立中学校の新設に伴う改正、2つ目は、倉岳高等学校を天草高等学校の分校とすることに伴う改正でございます。具体的には資料14ページをござんいただきたいと思っております。

その資料に新旧対照表が挙げてございます。条例第1条に、中学校を加えるとともに、第2条の表を資料のとおり改正するものでござ

ございます。

なお、本条例の施行日は、県立中学校に関する部分については平成20年8月1日、分校化に関する部分については平成21年4月1日としております。

御審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。資料の3ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費6,650万5,000円をお願いしております。主なものを御説明いたします。

1の指導行政事務費でございますが、教育研究大会事業費補助事業は8月に開催されます全国学校図書館研究大会に要する経費でございます。

2の学校教育指導費でございますが、(1)の学校評価実践研究事業は、学校の自己評価等の充実・改善を図る実践研究の実施や、第三者による学校評価を実施し、適切な学校評価システムの構築を図るために要する経費でございます。

3の児童生徒の健全育成費でございますが、子どもたちの自立支援事業は、先ほどの主要事業の説明の際に申し上げました事業でございます。不登校等を解消するなどの追加が上がっておりますので、現在2教育事務所に配置しておりますスクールソーシャルワーカーを全教育事務所等に追加配置するための経費でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○由解学校人事課長 説明資料の4ページをお願いいたします。

本課の補正予算でございます。教職員人事費714万円余の増額でございます。右側の説明欄にございますけれども、社会人講師配置事業それと小・中学校非常勤講師配置事業に

つきまして、当初、単県予算ということで計上してございましたけれども、昨年度末に平成20年度から事業の一部につきまして国庫補助事業の対象となったということがございまして、その国庫補助金を活用することにいたしまして、小・中学校非常勤講師配置事業につきましては714万円余の増額をし、事業を拡充するというところでございます。

また、社会人講師配置事業につきましては、国庫補助金を活用することによって財源更正を行うものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

平成19年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

下の表でございますけれども、教育職員免許法の一部改正に伴いまして、平成21年度より教員免許の更新制が施行されることになりました。これに伴いまして、全国の都道府県教員免許状のデータを全国で一括して管理するという電算システムの構築が必要になったものでございます。全国都道府県と歩調を合わせまして、平成20年度2月補正予算に計上いたしましたけれども、システム開発に着手したところでございますが、システムの開発に相当の期間を要するというので、平成20年度に繰り越しをするものでございます。なお、2,800万円余につきましては、全額国庫補助でございます。

続きまして、条例関係でございます。資料の15ページをお願いいたします。

議案第13号熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案につきましては、先ほど高校教育課の方で説明がございました県立中学校の設置等に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

まず、改正の内容でございますけれども、(1)県立中学校の設置に伴う改正については、県立中学校の職員に適用いたします給料表に

つきまして、市町村立中学校の職員に適用されます給料表と同じく、教育職給料表(3)とすることになっているものでございます。

また、それ以外に教育業務連絡指導手当及び義務教育等教員特別手当の支給に関する規定を整備するものでございます。

また、(2)の公庫の予算及び決算に関する法律及び(3)公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、この一部改正に伴いまして関係規定を整備することとしておるところでございます。

なお、条例の施行日でございますけれども、(1)の県立中学校の設置に伴う改正につきましては本年の10月1日、また(2)、(3)につきましては、10月1日、12月1日としておるところでございます。

以上が、本議会に提案しています議案の概要でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございます。説明資料の4ページをお願いいたします。

社会教育総務費として5,114万2,000円の補正をお願いしております。説明欄の1地域・家庭教育力活性化推進事業費でございます。これは先ほど主要事業で御説明いたしました学校支援地域本部事業にかかる経費並びに小学校自然体験プログラム開発事業、これは県立の青少年教育施設で、小学生の自然体験のプログラムを開発する事業でございます。合わせて4,598万5,000円、これはいずれも全額国庫の委託事業でございます。

2番の社会教育諸費でございますが、これは県内の社会教育関係団体への補助、そして本年度開催されます九州地区地域婦人大会熊本大会に対する補助でございます。

社会教育課は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○米岡文化課長 文化課でございます。説明

資料の5ページをお願いいたします。

文化費として7,400万7,000円の増額補正をお願いしております。

まず、文化財保存事業費でございますが、4,460万7,000円をお願いしております。これは、市町村などが実施いたします国や県指定文化財の保存整備事業の一部を補助するものでございます。今年度は、熊本城の建物保存修理などを含む20件の文化財の保存整備事業に対し補助するものでございます。文化財の保護と活用を支援し、かつ補助金を交付することで、県としてもより適切な整備・修理を実施するよう指導を行ってまいりたいと思います。

次に、装飾古墳館屋外体験学習施設整備事業費でございます。2,940万円をお願いしております。装飾古墳館は、従来からの展示開設に加えて、古代の生活を体験できる体験学習に力を注いでおります。現在では、全入館者の半数を占めるまでに至っております。

ただ、体験学習は屋外実施のため、雨天時には実施できず、計画的な利用ができないことから、これが近年の利用者数減と入館者の減少の原因となっております。

そこで、天候に左右されず安定的に体験学習メニューを提供できるような施設を整備し、近年の利用者数減少に歯どめをかけるとともに、古墳館全体の利用者増を図ってまいりたいというふうに思います。

つきまして、平成19年度一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。説明資料は、11ページでございます。

文化財保存整備事業費でございますが、市町村などが実施いたします国や県指定文化財の保存整備事業の一部を補助するものですが、熊本市が実施する熊本城の屋根部分の保存修理工事について文化庁の交付決定がくれ年度内完了が不可能になったことにより、平成20年度に事業費151万7,000円を繰り越し

たものでございます。なお、工事は本年の12月末ごろに完了する予定でございます。

文化課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。資料は、6ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費として、282万円の増額をお願いしております。これは、熊本県学校保健会への補助と、九州地区健康教育研究大会の開催補助でございます。

次に、体育振興費として3,089万1,000円の増額をお願いしております。これは、学校体育団体等への補助と大会開催補助です。

また、先ほど新規事業で説明の際に申し上げましたが、国の全額委託事業の地域連携武道指導実践事業と地域スポーツ人材の活用実践支援事業に要する経費でございます。

次に、体育施設費として8,525万9,000円の増額をお願いしております。これは、県立総合体育館に消防用設備を設置する県営体育施設整備事業によるものでございます。以上、総額1億1,897万円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。債務負担行為の設定について、御説明申し上げます。

県立総合体育館に消防用設備を設置する工事については、平成20年度と21年度の2カ年にわたって実施をする予定でございますので、21年度分の工事費等につきまして債務負担行為を設定したいと希望しております。

体育保健課分は、以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○児玉施設課長 施設課でございます。7ページをお願いいたします。

まず、事務局費でございますが、市町村立学校施設整備事業の指導監督事務費として、358万9,000円をお願いしております。

次に、学校建設費でございますが、県立高

等学校61校の施設整備等に要する経費として、20億1,311万6,000円をお願いしております。

このうち主な内容を申し上げますと、1の校舎新・増改築事業は熊本商業高校、北稜高校、済々黌高校、翔陽高校等の校舎改築事業に要する経費でございます。

3のその他施設整備事業は、県立高等学校校舎などの改修に要する経費でございます。

4の耐震改修事業及び5の耐震診断事業は、県立高等学校施設の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事に要する経費でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、県立盲・ろう・養護学校の16校の施設整備及び耐震改修に要する経費としまして2億9,651万7,000円をお願いしております。

以上、補正総額は23億1,322万2,000円でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

平成19年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

高等学校施設整備事業費でございますが、菊池高校校舎等改築事業及び耐震改修工事等にかかる繰り越しでございます。当事業につきましては、入札契約に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったため、事業費2億6,905万2,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○中村博生委員長 続きまして、警察本部担当課長から説明をお願いいたします。

まず、吉村会計課長。

○吉村会計課長 警察本部予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

まず、1ページ目の第1号議案平成20年度

熊本県一般会計補正予算の警察費についてでございます。

警察施設費で315万円の増額をお願いしております。これは熊本東警察署庁舎等につきまして、今後の整備方針を検討するための調査委託に要する経費でございます。

熊本東警察署の現状と抱えております課題につきましては、先ほど警務部長の方からも説明いたしました。若干つけ加えますと、先ほども数字が出ましたが耐震強度0.28という数値は、建築基準法に基づく緊急措置命令対象施設に該当いたします。

それから、熊本東警察署の本館につきましては、すでに築後37年が経過しております。昭和46年新設された当時、署員が142名でございましたが、現在301名ということで、2倍を超えている署員を抱えております。県下で最も狭隘度の高い警察署であります。

それから、熊本市東部地区の発展に伴うところの治安情勢の変化に対応する必要があること、こういった喫緊の課題を多く抱えているところでございます。

また、留置施設の不足問題についても、先ほど警務部長の方から説明をいたしましたとおり、過剰収容状態が常態化している状況でございます。これらの問題を解消するために、熊本東警察署建て替え整備を行うとともに、全国的に整備が進められております集中留置施設を併設した複合施設とすることで整備方針を決定し、整備に向けた基本調査費を要求させていただいたものであります。県当局にも、建て替えの必要性・緊急性につきましては十分な御理解を得ることができたと考えておりますが、いかんせん県の厳しい財政状況もあり、建て替え場所及び規模等の具体的な整備方針については、今回の調査結果等を踏まえて判断することとされております。

本県につきましては、熊本東警察署の来署者、署員の安全にかかわる緊急に措置すべき重要な課題でありますので、今回の基本調査

の結果を踏まえ早急に結論を出せるよう、議会や地元住民の皆さんの御意見を伺いつつ、関係各局と協議を続けてまいりたいと考えております。

文教治安常任委員会の先生方におきましては、実は昨年、熊本東警察署、倉重先生、氷室先生におかれましては現場を見ていただいておりますが、今回も新たにメンバーがかわっておりますので、ぜひ現地に足を運んで現状を確認していただきたいと考えております。

次に、警察活動費で1億673万7,000円の増額をお願いしております。説明欄1の生活安全警察運営費170万円の増額は、熊本県防犯協会連合会に対する補助金でございます。

2の刑事警察運営費696万2,000円の増額は、捜査実務指導伝承官の導入に要する経費でございます。先ほども説明がありましており、県警では今後10年間で警察官の約3分の1が入れ替わるという大量退職・大量採用期にあるわけでございますが、そのためにベテラン警察官の大量退職による現場執行力の低下が懸念されているところであり、若手警察官の早期育成が重要な課題となっております。

そこで、捜査経験の豊かな生き字引的な退職警察官を捜査実務指導伝承官として非常勤職員で採用し、熊本市内3警察署の刑事第一課にそれぞれ1名、本部交通指導課に1名を配置することで、通常業務を通じて捜査技能等の伝承を図るものでございます。

3の交通安全施設費9,807万5,000円の増額は、平成20年度からの新規事業であります交通円滑化対策事業に要する経費でございます。これは国の補助事業でございます。これは国の補助事業でございます。道路管理者が道路交通の円滑化のために行う事業に連動して実施すべき交通安全施設等整備事業が新たに補助事業対象となり、9,807万5,000円の国からの補助金が内示されましたことから、これに見合う予算を措置したもので

ございます。

また、交通安全施設等整備事業、この単独事業の減額につきましては、従来、県単独事業として行ってきた事業の一部が交通円滑化対策としての補助事業で実施することができることになったため、単独事業分を補助事業に組み替えた分の減額補正を行ったものであります。

以上を合計しますと、平成20年度6月補正予算総額は1億988万7,000円の増額となり、補正後の平成20年度警察費歳出予算総額は42億5,095万2,000円となります。

次に、2ページ目に移りたいと思います。

債務負担行為につきましては、事項欄にありますとおり違法駐車対策業務としまして、平成21年度から平成22年度にかけて9,746万1,000円の設定をお願いしております。これは、民間委託しております放置車両確認事務につきまして2カ年契約で業務委託するものでございます。

次に、資料の6ページを開いていただきたいと思いますが、第16号議案工事請負契約の変更についてでございます。これは、平成19年9月定例県議会におきまして議決されました水俣警察署庁舎新築工事請負契約のうち、契約金額を増額変更するものでございます。

その理由につきましては、まず第1点が建築基準法の改正に伴い許容応力度計算及び保有水平耐力計算の2種類の計算を満足することが求められることとなったため、新たな構造計算方式に基づく施工を行うための設計変更でございます。

次の理由としまして、くい工事につきまして当初設計で予定しておりました支持力まで到達することができなかったことによる、くいの長さを増加すること等によります変更理由でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○松本警務課長 警務課です。

第14号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。説明資料の4ページをお願いいたします。

今回の改正内容であります。平成20年10月6日、下益城郡富合町が熊本市に編入合併されることに伴いまして、合併の期日と同時に富合町を宇城警察署の管轄から熊本南警察署の管轄に移管するもので、熊本南警察署と宇城警察署の管轄区域をそれぞれ変更するものです。これは、新たな行政区域と警察署の管轄区域の整合性を図ることで、地域住民にわかりやすいものとし、自治体及び関係団体と一体となった警察活動を展開しまして、治安維持向上を図るものであります。

次に、移管後の富合町の表記であります。合併後の富合町の町名、字名につきましては、地方自治法の規定によりまして、熊本市議会による合併議決、知事への届け出を経まして、知事の告示により効力が生じますが、熊本市は9月市議会での上程を予定しておりますので、現時点では富合町の新たな町名が確定しておりません。

このため、今回、富合町の表記を資料5ページの新旧対照表に示しております。平成20年10月5日における下益城郡富合町の区域とする暫定的な改正を行いまして、熊本市議会による議決後の直近の県議会であり、12月県議会におきまして、改めまして富合町の新たな町名に表記を改正するための条例改正案を上程する予定であります。

なお、熊本市の9月市議会の議決を待たずに6月県議会に条例改正議案を上程する理由であります。管轄区域変更によりまして住民の権利、義務にかかわる許認可事務等の申請先が宇城警察署から熊本南警察署に変わることになります。このため、富合町の住民の方々に一定の周知期間を設けるためであります。条例の施行日につきましては、合併期日

であります平成20年10月6日としております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 以上で、執行部の説明が終了いたしました。

付託議案等について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。早川委員。

○早川英明委員 義務教育課の方にちょっとお尋ねしますけれども、私は先ほど聞き漏らしたんでしょうか、学校評価実践研究事業ですが、学校評価とはどういうことですかね、何を評価して何をどうされるのか、詳しくお願いします。

○木村義務教育課長 今回の学校教育法また施行規則等の改正によりまして、学校自体が自己評価の実施、それからそれを公表する義務が生じてまいりました。自分の学校についての自己評価、そしてそれを公表しなくちゃいけない。

それからもう一つ、その自己評価と公表内容を、設置者つまり教育委員会に報告する義務が出てまいりました。

もう一つでございますけれども、これは学校の自己評価を学校関係者の方々、PTAとか保護者の方々、そういう方々に結局評価していただいて公表する努力義務でございます。これは法的に位置づけられましたものでございますから、この辺につきまして指定校等を指定しまして、その評価等を学校の運営改善にどう生かしていくかという事業でございます。

○早川英明委員 それはわかりますけれども、どういう内容をですね、そこを聞いたかった。

○木村義務教育課長 評価内容ですね。一つ

は、例えばまず生徒指導面、学力面それから学校の運営面、そういうものを全部評価していきます。

○早川英明委員 それを県下全体に、それぞれの学校が全部評価するわけですね。

○木村義務教育課長 しなくちゃいけないことになっております。

○早川英明委員 そういうことを受けて、県教育委員会としてはそれぞれにまた指導していくということですが、この目的は自己評価といいますが、外部評価あるいはその評価の基準というのは、自己評価ですからないでしょうから、そこらあたりを教育委員会としてはどのような形で、その評価をしたのを見るわけですかね。

○木村義務教育課長 一つは、文科省の方から評価ガイドラインというのが出ております。一応、こういう点から評価してくださいという項目等が。それに基づきまして学校は評価項目をつくりまして自己評価していきます。それだけでは十分ではございませんので、本県の教育委員会としましては一応実践例という、評価のいわゆる具体的な例等をつくり上げまして、それらを参考に各学校に送りまして具体的な評価をしていただこうと思っております。

○早川英明委員 はい、それでいいです。そういう評価が出たら後でまた、いつの時期かお願いします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。はい、堤委員。

○堤泰宏委員 11ページですね。入札契約に不測の時間を要し、年度内完了が困難となっ

たためと、これは具体的にどぎゃんことですか。

○児玉施設課長 菊池高校におきまして特別教室とか図書館改修、その他いろんな工事を発注したわけでございますけれども、入札経緯を話しますとちょっと長くなりますけれども、簡潔に。最初はこれはアートポリスで予定しておったんですけれども、それをやめまして、その後当初予定したよりもやっぱり入札する時期がおくれたということで、その後……

○堤泰宏委員 では、後でよかです。年度完成がおくれたということで、学校の生徒に迷惑がかかったとか、そういうことはなかですか。

○中村博生委員長 学校の生徒に迷惑がかかったとかはないんですか。

○児玉施設課長 最終的には、迷惑がかかったという表現がいいかはわかりませんが、その点については、発注した後は順調に進んでおりますので、迷惑はかかってないというふうに考えております。

○堤泰宏委員 「年度内完了が困難となった」と書いてあるが、意味がよくわからん。後からよかです。

○児玉施設課長 はい、これは後で先生に詳細に説明したいと思います。

○中村博生委員長 堤委員、いいですか。

○堤泰宏委員 よかです。

○中村博生委員長 いいですか。では、ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○中村博生委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ただいまから、議案第1号、第12号から第14号まで及び第16号について一括して採決したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号、第12号から第14号まで及び第16号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第12号から第14号まで及び第16号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第1号、請第4号から請第6号までについて、執行部からの状況の説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 請第1号、請第4号、請第5号及び請第6号は、県立高等学校再編整備等基本計画等に関する請願でございます。

請第1号は、基本計画等で前期実施としていた矢部高校と蘇陽高校の再編統合を中期以降とし、地元との協議を求めるもの、請第4号は、八代東高校定時制課程の存続を求めるもの、請第5号は阿蘇清峰高校の存続を求めるもの、請第6号は再編対象校の関係者と県教委の間で地域協議会を設置することなどを求めるものでございます。

状況につきましては、議事次第6報告事項として説明を予定しておりました④の県立高等学校再編整備等についてをここで説明いたしまして、状況説明とさせていただきたいと思っております。

委員の方々もかわられましたので、ここで改めて再編整備計画についての簡単な概要を説明させていただきます。

お手元に緑のリーフレットをお配りしておりますけれども、表をめくりまして左側に再編整備の必要性を書いておりますけれども、グラフであらわしておりますように、近年のピークであります平成元年の卒業生2万8,700人おりましたけれども、平成19年には2万人を割り込み、平成28年には1万7,200人ということで、約4割減っていく。この状況にどう対応していくかということでございます。

②の理由でございますけれども、先生、生徒が少なくなると開設科目等が限られてきて、生徒の興味、関心、希望などにこたえにくくなる、そういうようなことで、一番下に書いてあります3点等の理由で再編整備等を行っていきたいということでございます。

リーフレットを開いたまん中のページに、この再編整備の一覧を載せております。平成19年から27年までを三つの期間としておりますけれども、前期の④倉岳高校の分校化、⑤、⑥宇土高校及び八代高校の併設型中高一貫につきましては、今回の議会で御審議いただいております。

右側に通学区域の見直しを載せておりますけれども、平成22年度に現行の通学区域3学区を8学校3学区に変更しまして、あわせて学区外枠を段階的に拡大するというふうにしております。

以上が基本計画の概要でございますが、この計画の実施に当たりましては、本会議の質疑でもありましたように、地元の意見を聞きながら丁寧に進めたいというふうを考えております。

以上で、説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○中村博生委員長 ただいまの説明につきま

して、質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがあるかと思っておりますけれども、この請第1号につきましてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第1号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第4号についていかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見でありますので、継続についてお諮りいたします。

請第4号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第5号についていかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見でありますので、継続についてお諮りいたします。

請5号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第5号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第6号についていかがいたしまし

ようか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第6号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。質疑については執行部の説明を求めた後、一括して受けたいと思います。

なお、報告事項④については請願の審査の際にすでに説明されておりますので、報告は省略いたします。

まず、報告事項①について、教育委員会、警察本部共通の報告であります。それでは、吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 お手元の「教育庁における平成19年度の行財政改革の取り組みについて」という文書を見ていただきたいと思えます。教育庁における主な取り組みについて申し上げます。

それから取り組み内容について、ほぼ書いてあるものについては省略させていただきます。

まず、組織体制の見直しの件でございますけれども、高校統廃合の件については省略いたします。

教育事務所の見直しでございますけれども、

も、ことし3月に教育事務所の見直し方針を策定しております。

内容としましては、本庁に引き上げるもの、それから市町村の教育委員会に移管できるもの、そういったものを分けていきたいということ、それから教育事務所でどうしても必要な事業、例えば教育の水準を維持する必要があるというようなところから、教育事務所において実施しております指導業務関係、これは今のまま続けていきたいというふうに考えております。

次の業務の見直しのところ、2ページでございますけれども、職員住宅の見直しそれから青少年教育施設、出資団体等の見直し、特にこれは説明するところはございません。

3ページの財政改革、歳入構造の見直しでございますけれども、教職員住宅の賃借料の改定、これは特に説明いたしません。

基金の積極的活用で、1行に活用と書いておりますけれども、これは高等学校の実習基金の中で農業系の実習基金は幾らか余裕がありますけれども、水産系の実習基金が予算が足りないというようなことから、そちらの方に回しているということを書いております。

それから、新たな歳入確保策の検討ということで、広告表示の問題を書いておりますけれども、KKウィングとパークドームくまもとに現在13件の広告をやっております。

それから、教職員厚生資金貸し付けの余剰資金の受け入れということでございますけれども、これは共済組合の方で管理しておりました余剰資金分を一般会計の方に受け入れたということでございます。

それから、歳出構造の見直し、各種手当の見直し、それから、互助会員の予算の削減、この付近は説明はいたしません。

それから、4ページの意識改革でございますけれども、これも何度もこれまで御報告しているとおりのところでございますので、特に説明は要しないかと思えます。

説明は、以上でございます。

○松本警務課長 警務課です。警察本部で取り組みました平成19年度行財政改革の実績につきまして、お手元の平成19年度行財政改革の取り組みについてと題する資料に基づきまして、御報告いたします。資料をお開きください。

まず、行政改革における取り組み事項として掲げました治安情勢等においた警察署、交番及び駐在所の管轄区域の見直しについてでありますけれども、そこに記載しておりますとおり昨年度は天草警察署管内の島子駐在所と赤崎駐在所を統合いたしまして、天草有明駐在所を新設いたしまして、警察官を複数配置しております。これによりまして、各種の事件・事故への速報体制を確立しまして、効果的かつ効率的な警察業務を遂行することとしております。

このほか、資料には記載しておりませんが、19年度におきますその他の取り組みにつきまして若干御説明させていただきます。

その1つは、組織体制の見直しといたしまして、本年の3月31日付で警察本部に留置管理室、通信指令室、国際テロ・外事対策室の3つの室を所属に格上げしております。この組織改編に当たりましては、行財政改革への取り組みを重視いたしまして、3つの所属長ポストにつきましては純増することなく、具体的に申し上げますと知事部局の次長職に相当いたします警察本部の各部の参事官を各部の筆頭課長と兼務させる事務分掌の見直しを行いまして、新設にかかる3つの所属長ポストを捻出いたしました。

その2つは、県警の職員削減状況についてでありますけれども、県警も県のアクションプランの中で職員削減計画に取り組んでいるところでもあります。

警察官を除きます一般職員につきまして、

平成19年度におきまして2人、平成17年度には計6人を削減しております。今後22年度までに、さらに8人を削減する予定であります。しかしながら、警察の一般職員は、犯罪捜査に密接な関係業務あるいは現場からの犯罪歴照会等に対応する照会センター業務など、警察官と一体となって治安行政事務に従事するものであります。

現下の厳しい治安情勢の中では、一般職員といえど削減することは、現場の警察活動の停滞を招くものと懸念を抱いているところでありますけれども、知事部局では職員削減を含む新たな財政再編戦略を策定することとしておりますので、県警といたしましても徹底した業務の合理化を図りながら必要な検討を行うこととしております。

次に、資料に記載しております県出資団体の見直しについてでありますけれども、県出資団体等に対する県の関与に関する指針に基づきまして、警察本部が所管する財団法人熊本県暴力追放協議会に対する県の関与の見直しを進めているものであります。

前年に引き続きまして、平成19年度も32万円を削減しているところでありまして、5カ年の累計で160万円の県費支出の削減等を予定しております。

見直し実行計画の推進に当たりましては、団体の公益性が損なわれることがないように、十分に配慮しながら取り組んでまいります。

今後とも警察活動への御支援をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

○中村博生委員長 次に、報告事項②の説明をお願いいたします。吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 お手元に、「熊本県教育振興基本計画（仮称）の策定について」という文書が配ってあるかと思えます。

これにつきましては、本会議の一般質問で溝口議員の方からも質問がっておりますの

で、重複する部分については極力避けたいと思います。

まず、1ページでございますけれども、「教育基本計画とは」ということで、根拠条文等を示して、その次に教育基本計画の概要を書いております。それから一番下に、「これまでの国の動き」ということで、一番下に現在、閣議決定時期が未定ということで書いております。

それから、2ページでございますけれども、「これまでの県の動き」ということで、どういうふうに県の計画策定が動いてきたかということを書いております。

「20年度の予定」でございますけれども、20年度内に策定公表したいと考えております。

それから、3ページから5ページにかけては、これは国の教育振興基本計画の答申案の概要でございます。

簡単に御説明いたしますと、まん中ほどのところに「基本的な考え方」ということがありまして、その中に「①横の連携」それから「②縦の接続」というような言い方をしております。横の連携では、社会全体の連携が必要だということを書いております。縦の接続につきましては、生涯学習社会の実現という形で書かれております。

それから、施策の基本的な方向としまして、1から4まで掲げてありますけれども、この1から4につきましては、5ページを開けていただきますと、ここに「今後5年間に取り組みむべき施策について」とありまして、左上に「基本的方向1」としまして、社会全体で教育の向上に取り組むと。それから、右側に「基本的方向2」としまして、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる」、これは学校教育のことをここに掲げてあります。

それから、「基本的方向3」として左下に、教養と専門性とかそういうことを書いてござ

いますが、ここは社会教育の関係それから大学教育、こういったことを書いてあります。

それから、右下の「基本的方向4」でございますけれども、ここは子供たちの安全・安心の確保ということで、教育環境のソフト面、ハード面の環境整備を書いてございます。

次の6ページでございますけれども、これが現在私たちの方で今考えております教育振興基本計画のイメージ案でございます。背景につきましては、ここに書いてあるとおりでございますので省略いたしますけれども、基本理念というところで、仮りに「ふるさとを愛し生涯を通して自らの夢とより良い社会の実現に向かって努力する「くまもとの人」づくり」という形をとらせてもらっています。ふるさと観とかあるいは生涯を通してとか、それからみずからの夢とよりよい社会の実現に向かって、こういったことはすべて教育基本法、こういったものに基づいて、こういう文言にしております。これは仮の表現でございますので、また修正する場合もございます。

それから、簡単に1から7まででございます。ここは国の方が1から4までと分けておりますのと形が変わっております。

具体的施策の体系としまして、1に生涯学習社会の形成、それから2としまして「生きる力」をはぐくむ教育の充実、3教育環境の整備、4高等教育の振興等、それから5番としまして社会全体の教育力の向上、6くまもと文化の創造と継承、7はスポーツに親しむ環境づくりというような形に分けております。

生涯学習の形成というのが、大きな枠組みとなっております。2と3のところが、要するに学校教育関係、学校教育の内容面とそれから環境面を示しております。

高等教育の振興につきましては、これは農業大学校であるとか研究機関であるとか、そういったところを示しております。それから5番としましては、家庭教育であるとか社会

全体の教育力のアップとか、そういったことを書いております。6、7は、もう説明するところもないかと思えます。

今後、歴史街道熊本の環境立県宣言であるとか、現在あります検討委員会の審議等を踏まえて、必要な修正を行っていくという予定にしております。

あと、評価とか進め方につきましては、溝口議員のときにお答えしたとおりでございます。

先ほど申しあげました、予定のところを挙げましたけれども、これは市町村の作成の参考例になるということを考えておまして、広く県民の皆様の意見を反映させて、できれば今年度内に公表したいというふうに考えております。

説明は、以上でございます。

○中村博生委員長 次に、報告事項3の説明をお願いいたします。真開高校教育課長。

○真開高校教育課長 高校教育課でございます。資料の19ページをお願いいたします。

先ほど、条例関係の議案において、併設型中高一貫教育を宇土高校と八代高校に導入するため、県立中学校を設置することについて御説明を申しあげました。これに関連いたしまして、県立中学校の入学選抜を実施するに当たり手数料を徴収する必要があるでございますので、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定を総務常任委員会にお諮りし、御審議をお願いしております。

関係する部分は、資料26ページの新旧対照表にありますように、条例第2条654号について所要の改正を行うものでございます。

以上、報告をさせていただきます。

○中村博生委員長 それでは、報告が終了いたしました。

質疑を受けたいと思います。質疑はありま

せんか。はい、倉重委員。

○倉重剛委員 行財政改革の中での取り決め事項の変革ということで、改革の見直しということで、熊本県スポーツ振興事業団のその新たなスポーツ教室の開催とか健康づくり、独自のソフト事業と書いてありますけれども、内容をちょっと教えてくれんかね。

○八十田体育保健課長 自主事業で行っている事業でございます。まず休園日の廃止、それからスポーツ事業につきましてはジュニアスポーツ教室の開催等いろいろな教室を持っておりますので、その開催種目をふやす、開催回数をふやすというような取り組みを行っております。

○倉重剛委員 スポーツ内容は。

○八十田体育保健課長 いろいろございまして、ニュースポーツから新しいソフトバレーとかテニス、いろんなものをやっております。

○倉重剛委員 ああ、そうですか。わかりました。

もう一つ、健康づくりとの関連とはどういうことですか。

○八十田体育保健課長 フィットネスのようなものとか、トレーニングジムがございまして、そういうところのトレーニング教室。

○倉重剛委員 トレーニング教室は、どこにあると。

○八十田体育保健課長 県立体育館の中にもありますし、運動公園の方のパークドームの中にもございます。

○倉重剛委員 ソフト事業とはどういうもの

か。

○八十田体育保健課長 管理運営を行う事業が一つございまして、中で事業団自体が行うそういった教室とか指導的なものをソフト事業というふうに称しております。

○倉重剛委員 ということは、すべてにおいては収益が目的でしょう。

○八十田体育保健課長 はい。

○倉重剛委員 はい、わかりました。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。
（「すみません、先ほどのをお答えしてよろしゅうございますか」と呼ぶ者あり）はい、児玉課長。（「後でよかですよ」と呼ぶ者あり）なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございせんか。はい。

○氷室雄一郎委員 要望だけでございます。先ほど、その他のところで出てくると思ったんですけども、定時制が通信制に移行しまして授業料一括納入ということ。全日制は一括じゃないわけです。定時制だけなぜ一括かという問題がございまして、もう条例が改正されておりますので、先ほど学校人事課長の方から、学校長の裁量で若干の御配慮をいただける分は2分割等もできるということでございますので、非常に冷たい学校等もあるということで、もう入学辞退をしているという子供もおるといってお話を聞いておりますので、その辺はしっかり、やっぱり定時制の子供さんはお金がない面もありますので、3万幾らなんですけれども、これとプラスして入学時には10万以上ぐらいのお金が要るわけでございますので、何か御配慮をいただきたいという面を要望しておきます。

そしてもう一つ、もう授業料減免が非常にふえておりまして、聞くところによりますと1回受け付けたら2回目がなかなか授業料減免の申請が難しいという現場の声も聞いておりますので、やはり何かこう御配慮いただければと思っておりますので、この件につきましてはまだ終わりました御意見等を伺わせていただければと思っております。要望を2点。

○中村博生委員長 要望ですね。はい。
ほかにありませんか。はい、副委員長。

○池田和貴副委員長 一つだけ、お願いします。

6月14日に、大分県の教職員採用について贈収賄の逮捕がございました。当然これはあってはいけないことなんです、それを他山の石として、他県であったということで、ただ見過ごすことはできないんじゃないかと思えます。

大分県でその贈収賄が、どういう運用状況の問題で行われたのか、制度上の問題で行われたのか、そういったものを検証した上で、本県ではその仕組み上また運用上、同じようなことが起こらないかどうか、そういったことをやはり検証をする必要があるというふうに思っておりますが、この件について教育委員会でその検討をしたいとか、また今後検討するようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。そこを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○由解学校人事課長 今御案内のとおり、大分県の教職員採用試験の贈賄事件でございまして、これはまさしく教育行政の根幹にかかわる問題ということで、大きな課題という形で受けとめております。

これは先生がおっしゃったとおり、他県のことということではなく、7月からはいよいよ本県でも採用試験が始まりますので、また

改めてその辺は万全体制と知恵でもって行いたいというふうに思っています。

大分県の不正の内容でございますけれども、まだ警察の捜査中ということもありまして、新聞情報等からの問題点等が3点ほどあるんじゃないかというふうに思っております。

1つが、1次試験の合格ラインを、容疑者である職員が操作したとされている点でございます。大分県の場合はどういう体制でおられるのかちょっとわかりませんが、本県では1次試験の合格ラインの基準点につきましては、教育庁関係10人の職員で選考検討委員会を設けておりまして、その選考委員会の中で決定しているというような状況でございます。1職員で操作することは非常に難しいんじゃないかという、そういう仕組みになっておるといふふうに思っております。

それから、2つ目でございますけれども、合格点に達していない受験者の点数を加点しているんじゃないかという点でございます。これも、どの時点で加点操作されたかは不明でございますけれども、採点の点数入力後の最終段階の集計データ、それとその答案用紙の現物、それの突き合わせのチェックを行っていなかったというようなことが報道されておりますけれども、このことも、これがもしそういうことであれば不正を防止できなかった原因の一つではないかというふうに思っております。

このことを踏まえまして、本県につきましては今年度からそのチェックにつきましては複数の職員でチェックを行うという形で臨んでいきたいと、改善していきたいというふうに思っております。

それから、3つ目でございますけれども、大分県の2次試験の個人面接のあり方でございますけれども、大分県の場合個人面接は1回で、しかも3人の面接官で行っておったということでございます。

本県の場合でございますけれども、本県においては面接官につきましては一応4人で、受験者1人に対して4人を配置しているということでございますし、その面接官1人の評価で合否の決定という操作は非常に凶りにくいんじゃないかというふうに思っております。また一部ではございますけれども、4人の面接官のうち1人は民間人を採用しております。その辺の評価の透明性の確保にも努めているというような状況でございます。

なお、試験の実施体制でございますけれども、大分県では小中学校の教諭と養護教諭につきましては義務教育課、また高等学校と特別支援学校につきましては高校教育課という2つの課で所管しているところでございます。

本県の場合は学校人事課1課で所管しております。効率性はもとより情報管理また試験問題の作成とか試験問題の保管、また採点等につきましてもより公明性・公平性の確保に努めておる状況でございます。

今後とも安心することなく、問題作成から合否決定まで流れをもう一度検証いたしまして、改善すべきは改善していきながら、それとあわせて、選考操作にかかわります職員一人一人の気持ちを引き締めて、綱紀粛正に努めていきたいと。そういうことで県民から信頼される採用試験を行ってまいりたいというふうに思っております。

○中村博生委員長 いいですか。

○池田和貴副委員長 ありがとうございます。しっかりやっていただきたいというふうに思います。安心しました、そういうふうに聞いて。

○中村博生委員長 はい、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、本日の議題は

終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、陳情書1件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を終了したいと思います。長時間の御協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

文教治安常任委員会委員長